

文京区バリアフリー基本構想 (素案)

平成 27 年 11 月

文 京 区

目 次

第1章 策定の背景	1
1.1 バリアフリー基本構想とは 【第1回 資料1】.....	1
1.2 背景と目的 【第1回 資料1】.....	1
1.3 区の概況.....	2
1.4 区民参加の取組 【第1回 参考資料2、第2回 資料1】.....	8
1.5 バリアフリーに関連する動き	9
第2章 バリアフリー法について	11
2.1 バリアフリー法の概要 【第1回 資料1】.....	11
2.2 バリアフリー基本構想で定める事項 【第1回 資料1】.....	11
第3章 文京区バリアフリー基本構想の基本的考え方	13
3.1 文京区バリアフリー基本構想の位置づけ 【第1回 資料1】.....	13
3.2 バリアフリーの目標.....	13
3.3 目標年次 【第1回 資料4、第2回 資料2】.....	13
3.4 文京区におけるバリアフリーの推進 【第2回 資料2】.....	14
3.5 検討組織及び策定の経過 【第1回 資料3】.....	15
第4章 重点整備地区の設定	17
4.1 重点整備地区の設定 【第1回 資料4、第2回 資料2】.....	17
4.2 生活関連施設及び生活関連経路の設定 【第2回 資料2】.....	18
第5章 移動等円滑化に関する事項	22
5.1 移動等円滑化に関する主な基準等 【第2回 資料3】.....	22
5.2 移動等円滑化に向けた配慮事項 【第2回 資料3】.....	23
第6章 心のバリアフリー等のソフト施策	39
6.1 心のバリアフリーの推進	39
6.2 区の実情に応じたソフト施策等の推進	41
第7章 地区別計画に関する基本方針	43

7.1 都心地域	43
7.2 下町隣接地域.....	45
7.3 山の手地域東部.....	47
7.4 山の手地域中央.....	49
7.5 山の手地域西部.....	51
第8章 バリアフリー基本構想の実現に向けて	53
8.1 地区別計画の策定	53
8.2 バリアフリー基本構想の進行管理 【第2回 資料4】.....	54
参考資料	55

第1章 策定の背景

1.1 バリアフリー基本構想とは 【第1回 資料1】

バリアフリー基本構想とは、バリアフリー法（正式名称：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 平成18年施行）第25条に基づき、区市町村が定めるものです。

バリアフリー基本構想制度は、高齢者、障害者等が利用する施設が集積し、その間の移動が通常徒歩で行われる地区において、重点的かつ一体的なバリアフリーを推進することをねらいとしており、これにより誰もが暮らしやすいまちづくりを進めることにつながります。

※「高齢者、障害者等」は、法律の解説においては「高齢者、障害者、妊産婦、けが人等」とされていますが、ベビーカー利用者等、子育てをしている人も移動や施設の利用に制約があることから、文京区バリアフリー基本構想では対象者に含めて検討を行いました。

1.2 背景と目的 【第1回 資料1】

本区では、法や条例に基づき、行政や事業者がそれぞれの道路や施設のバリアフリー整備を進めていますが、事業主体や対象が異なる施設間でのバリアフリーの一体性・連続性が図られていない側面が課題となっています。また、交通政策基本法、障害者総合支援法、障害者差別解消法の施行等を受け、まちづくり（ハード面）と福祉施策（ソフト面）が連携した、心や情報のバリアフリーの視点を含むバリアフリー推進の必要性が高まっています。

さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」）において、野球・ソフトボールが追加競技種目として採用された際には、東京ドームが競技会場となる可能性が高く、また、他の競技種目では区の施設が公式練習場となることが考えられます。開催を契機に、国内外から多数訪れる観光客や障害者に配慮した、より充実したバリアフリー対応が求められます。隣接した千代田区、台東区、荒川区では既にバリアフリー基本構想に基づき面的なバリアフリー整備が進められていることから、隣接区との連続的なバリアフリー化への配慮も必要となります。

これらの状況を踏まえ、行政・住民・事業者等が一体となってバリアフリー基本構想を策定します。これにより、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会、公園管理者、建築物管理者などの各事業者が共通の方針に基づき主体的に事業を推進し、重点的かつ一体的なバリアフリーを実現していきます。

1.3 区の概況

(1) 位置と地形、面積

本区は、東京 23 区の中心地に近く、千代田区、新宿区、台東区、豊島区、北区、荒川区、の 6 つの区と隣接しています。

地形は、多くの河谷によって台地が刻みこまれており、20m前後の高低差を持つ変化に富んだものとなっています。従来から、この起伏のある地形を巧みに利用して、土地の使い分けが行われてきました。

台地の尾根筋と谷には、主要な道路が配置され、その沿道は、商業・業務施設とマンション等の立地が多くなっています。台地上にあるかつての大名屋敷跡地は、大学のキャンパスや大規模緑地として利用されているほか、良好な低層住宅地となっています。また、その他の台地上及び斜面地は、おおむね低層住宅が中心となった土地利用となっていますが、中には住環境・防災面で課題を有する地域がみられます。一方、低地部においては中小の工場の集積がみられ、台地上の住宅地と比較すると密集した市街地となっています。

面積は 11.29km²、23 区中 20 番目の大きさであり、都区部面積の約 1.8%です。

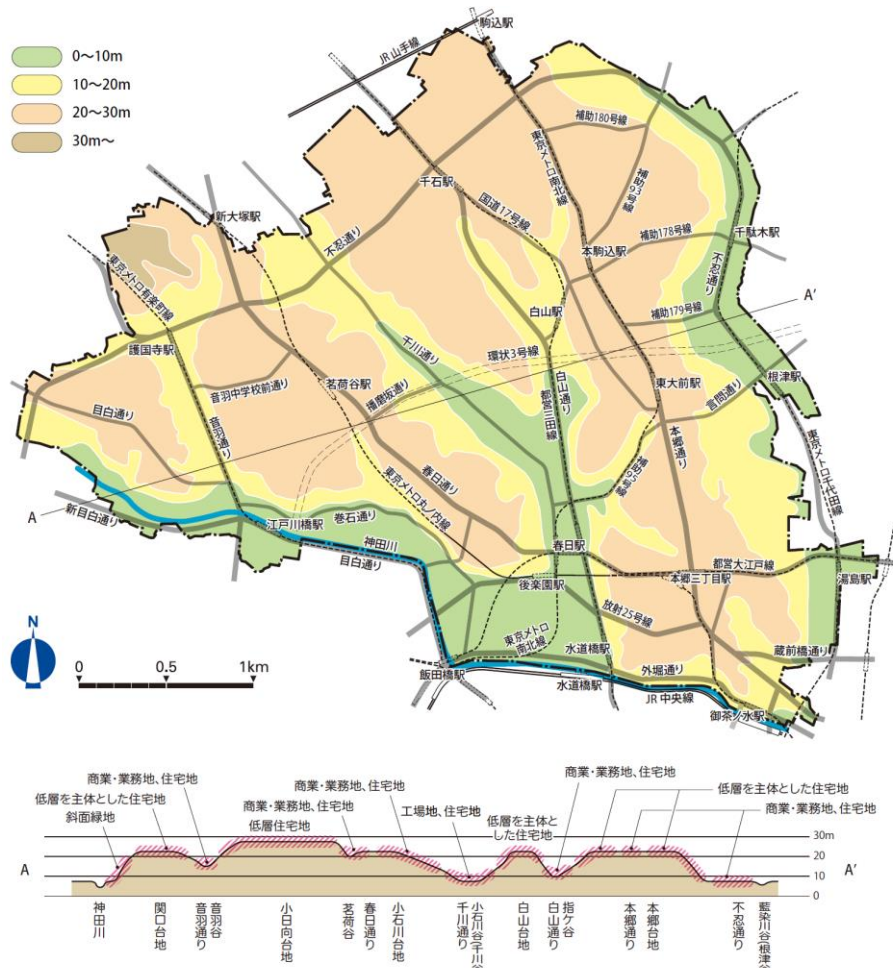


図 1 文京区の地形 (出典：文京区都市マスタープラン)

(2) 人口等

① 人口・世帯

人口及び世帯数は、平成27年1月1日現在で人口207,413人、世帯数112,806世帯となっており、どちらも増加傾向にあります。

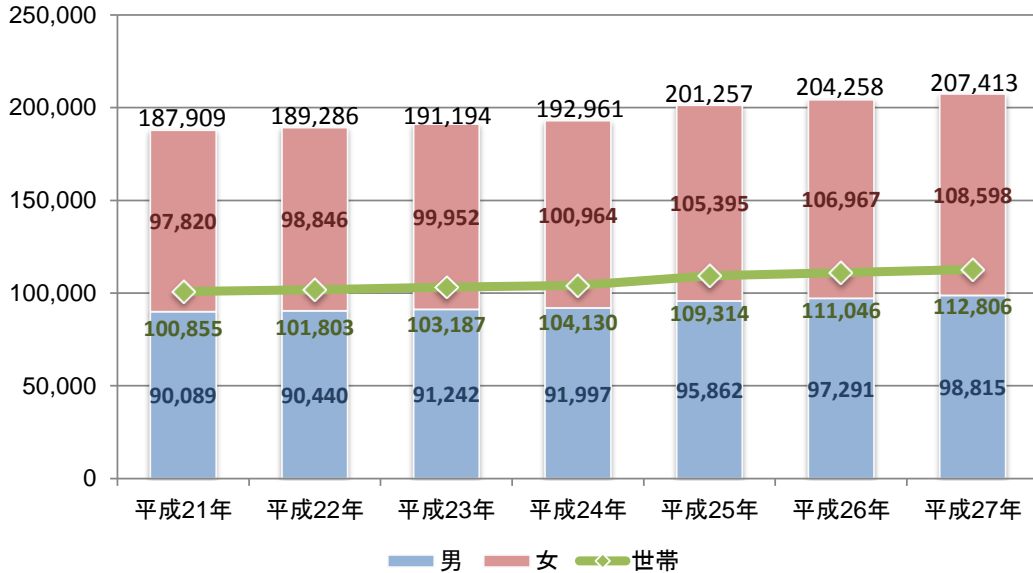


図2 文京区の人口、世帯数（住民基本台帳より各年1月1日現在）

※平成25年より日本人と外国人の合計

② 高齢者

高齢者数は、平成27年1月1日現在で41,488人、高齢化率20.0%となっており、増加傾向にあります。東京都の高齢化率（22.1%、東京都総務局統計部）より低い数値となっています。

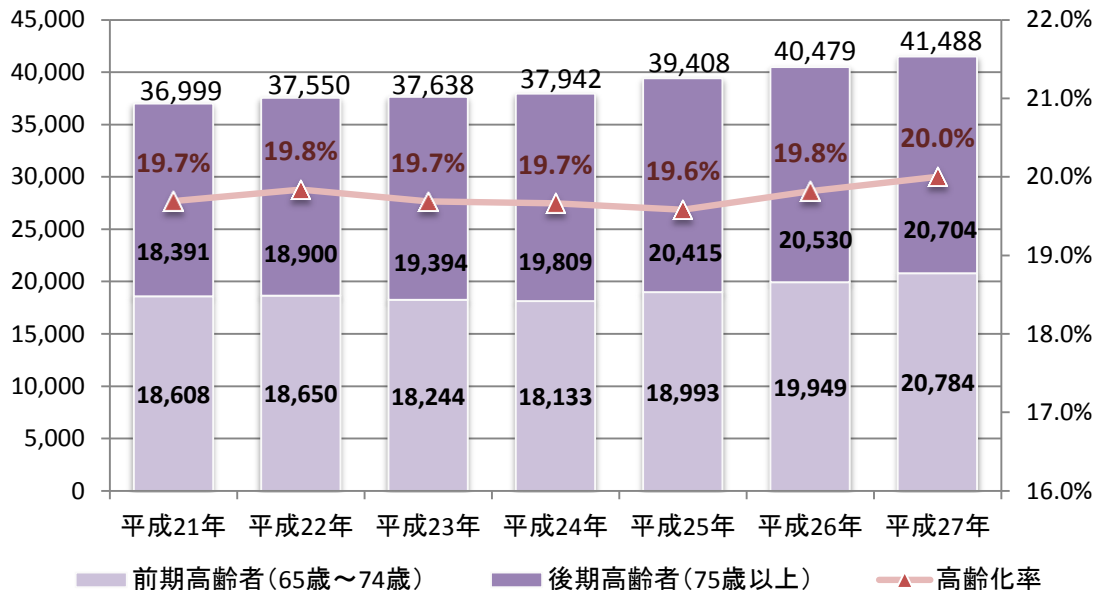


図3 文京区の高齢人口及び高齢化率（住民基本台帳より各年1月1日現在）

※平成25年より日本人と外国人の合計

③ 子ども

年少人口（0～14歳の人口）は、平成27年1月1日現在で23,791人で年少人口比率は11.6%となっており増加傾向にあります。

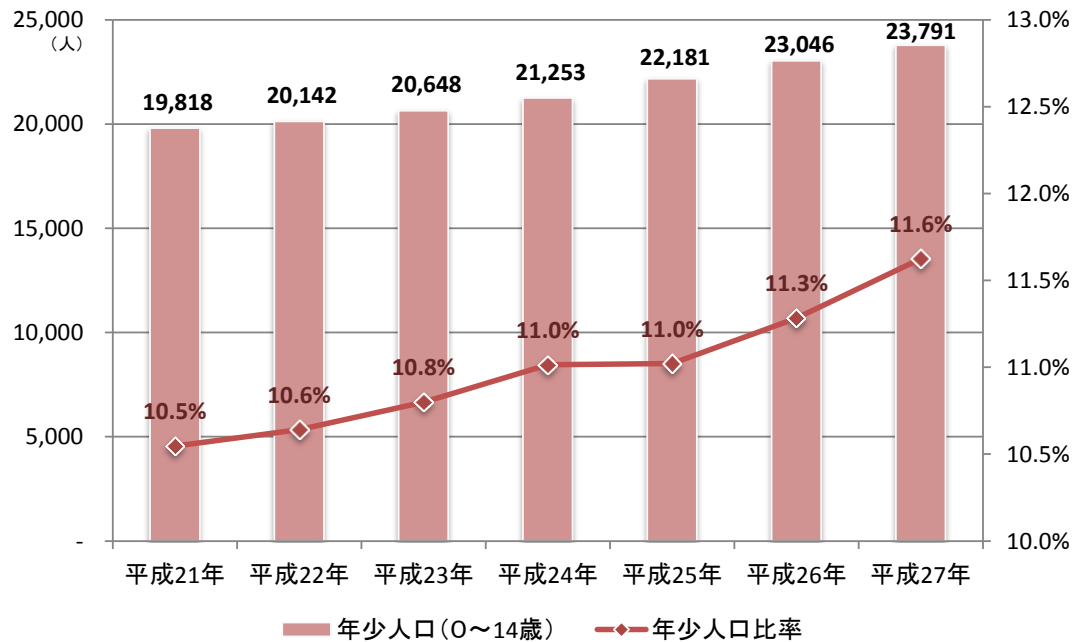


図4 文京区の年少人口及び年少人口比率（住民基本台帳より各年1月1日現在）

※平成25年より日本人と外国人の合計

④ 外国人

外国人登録人口は、平成27年1月1日現在で7,696人となっています。

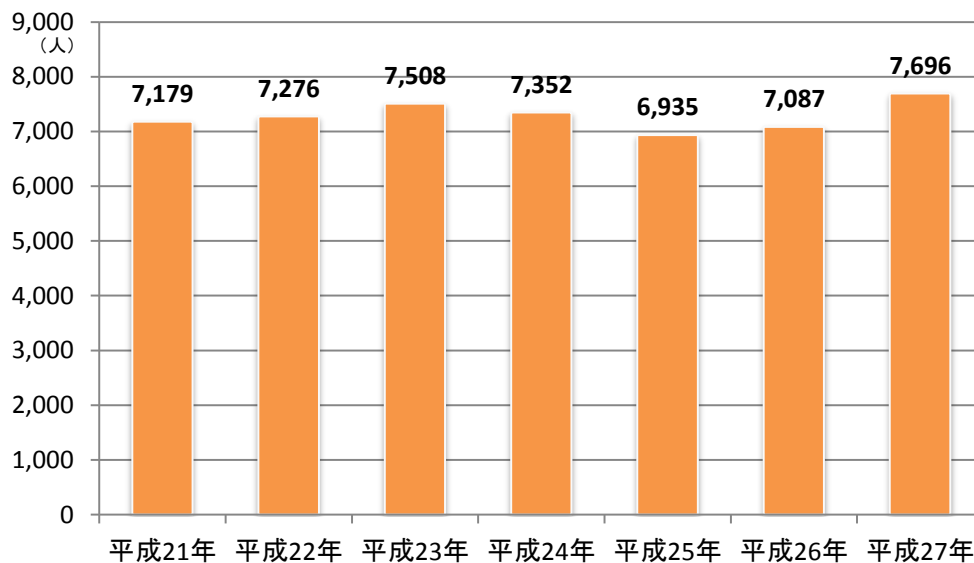


図5 文京区の外国人登録人口（第46回文京の統計より各年1月1日現在）

⑤ 障害者

身体障害者手帳保持者数は 4,717 人、愛の手帳保持者数は 811 人（それぞれ平成 26 年 6 月 1 日現在）、精神障害者保健福祉手帳交付数は 562 人（平成 25 年度）となっています。いずれも増加傾向にあります。

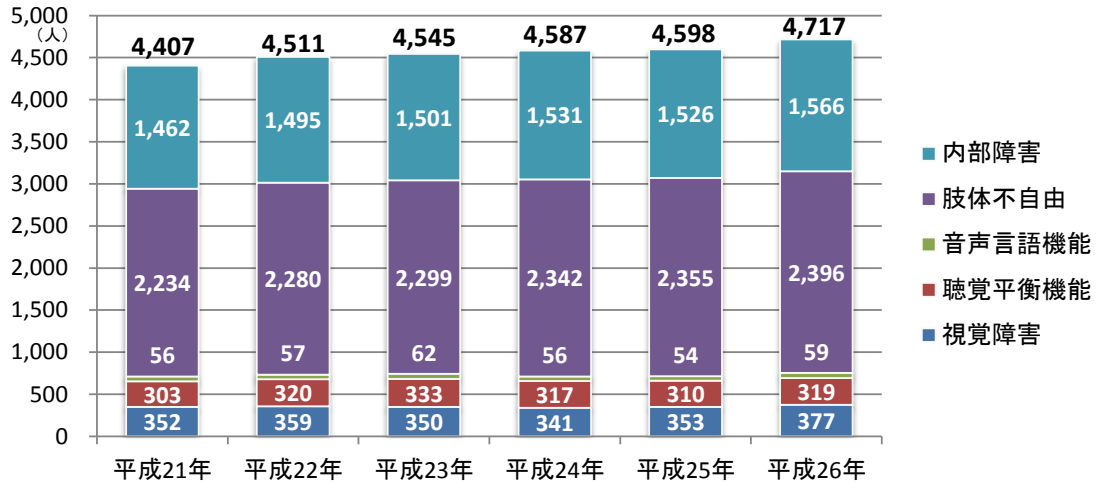


図 6 文京区の身体障害者手帳保持者数（第 46、47 回文京の統計より各年 6 月 1 日現在）

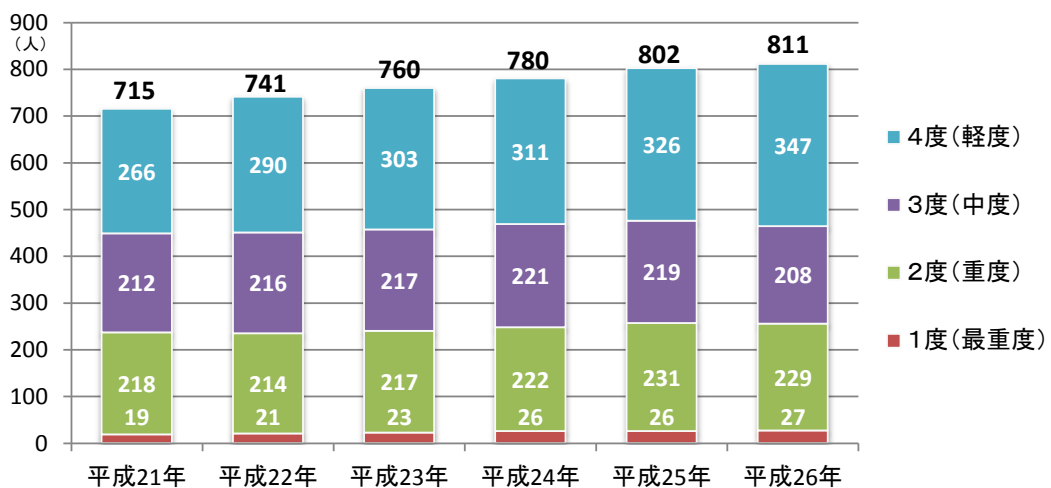


図 7 文京区の愛の手帳保持者数（第 46、47 回文京の統計より各年 6 月 1 日現在）

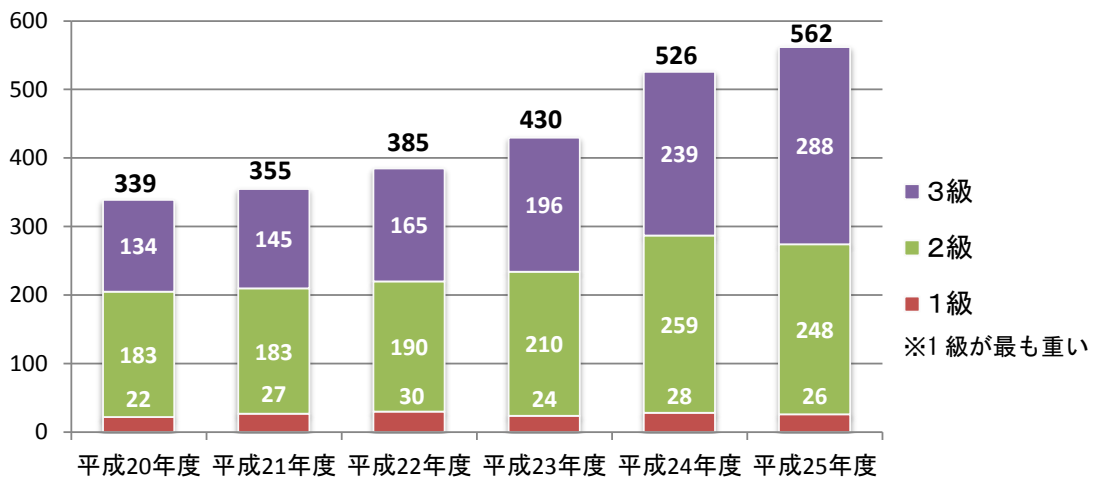


図 8 文京区の精神障害者保健福祉手帳交付数（東京都福祉保健局 福祉保健の基盤づくり年報より）

(3) 交通施設

① 鉄道

区内には20の地下鉄駅があり、全ての駅が乗降客数3,000人以上の特定旅客施設となっています。江戸川橋駅を除く駅では、地上からホームまで係員の対応が不要なバリアフリー経路が確保されています。また、多機能トイレや乳幼児設備、オストメイト対応設備は、すべての駅で整備されています。東京メトロ南北線、丸ノ内線、有楽町線、都営大江戸線、三田線のすべての駅でホームドアが整備されています。

表1 文京区内の鉄道駅における乗降客数及びバリアフリー整備状況

路線	駅名	乗降客数 (人)	バリアフリー整備状況					
			地上～ 改札	改札～ ホーム	多機能 トイレ	乳幼児 設備	オスト メイト	ホーム ドア
都営地下鉄大江戸線	飯田橋	30,360	○	○	○	○	○	○
東京メトロ有楽町線	江戸川橋	50,379	△ (昇降機)	○	○	○	○	○
東京メトロ丸ノ内線	御茶ノ水	55,540	○	○ (同じ階)	○	○	○	○
都営地下鉄三田線	春日	63,233	○	○	○	○	○	○
都営地下鉄大江戸線	春日	54,748	○	○	○	○	○	○
東京メトロ丸ノ内線	後樂園	97,773	○	○	○	○	○	○
東京メトロ南北線	後樂園		○	○	○	○	○	○
東京メトロ有楽町線	護国寺	39,052	○	○	○	○	○	○
東京メトロ丸ノ内線	新大塚	23,420	○	○ (同じ階)	○	○	○	○
都営地下鉄三田線	水道橋	44,540	○	○	○	○	○	○
都営地下鉄三田線	千石	31,543	○	○	○	○	○	○
東京メトロ千代田線	千駄木	26,050	○ (同じ階)	○	○	○	○	×
東京メトロ南北線	東大前	26,539	○	○	○	○	○	○
東京メトロ千代田線	根津	26,527	○	○	○	○	○	×
都営地下鉄三田線	白山	47,278	○	○	○	○	○	○
東京メトロ南北線	本駒込	21,096	○	○	○	○	○	○
都営地下鉄大江戸線	本郷三丁目	19,282	○	○	○	○	○	○
東京メトロ丸ノ内線	本郷三丁目	51,404	○ (同じ階)	○	○	○	○	○
東京メトロ丸ノ内線	茗荷谷	70,584	○ (同じ階)	○	○	○	○	○
東京メトロ千代田線	湯島	33,315	○	○	○	○	○	×

(乗降客数は平成26年度一日平均 整備状況は平成27年10月現在
東京都交通局及び東京メトロウェブページ掲載データを基に作成)

② 道路

文京区都市マスタープランでは、区内の道路を主要幹線道路、生活幹線道路、主要生活道路及び生活道路の4種類に区分し、沿道の土地利用や周辺地域の特性を踏まえながら、各道路が担う役割を明確にしています。また、主要幹線道路や生活幹線道路の整備、細街路拡幅整備、コミュニティ道路整備等に取り組むことにより、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した、子ども、高齢者、障害者など誰もが安全で快適に歩くことのできる連続性のある歩行空間の整備を進めることとしています。



図 9 道路・交通ネットワーク方針図 (出典: 文京区都市マスタープラン)

③ 路線バス

区内には、都営バスとコミュニティバス「B-ぐる」が運行しています。

都営バスは、10路線で運行しており、主要幹線道路や生活幹線道路を中心に路線やバス停留所が設置されています。

一方、B-ぐるは、公共交通不便地域と最寄の鉄道駅を接続し、交通利便性の向上を図ることを目的に、千駄木・駒込ルートと目白台・小日向ルートの2路線とも20分間隔で運行しています。

都営バス、B-ぐるともに、全ての車両がノンステップバス化されています。

1.4 区民参加の取組 【第1回 参考資料2、第2回 資料1】

文京区バリアフリー基本構想策定にあたり、区民アンケート調査や高齢者・障害者団体への意向把握調査、市民参加型のまち歩きワークショップ・地域懇談会等を実施し、区内のバリアフリーに関して区民のみなさまのご意見をお伺いする機会を設けました。

各取組の主な内容は以下のとおりです。

表 2 文京区バリアフリー基本構想検討における区民参加の取組

項目	目的	概要
区民アンケート調査	区内のバリアフリーに関する関心度や課題を把握するとともに、バリアフリーに関する情報提供や啓発を行う	<ul style="list-style-type: none"> 調査期間：平成26年12月26日～平成27年1月16日 対象者：住民基本台帳を基に無作為抽出した、区内在住の満18歳以上の区民 配布1,047票、回収314票(回収率約30%)
高齢者・障害者への意向調査	区民アンケート調査では捕捉できない当事者意見を抽出する	<ul style="list-style-type: none"> 調査期間：平成27年1月～平成27年2月 対象者：高齢者・障害者団体の代表者 高齢者・障害者団体の代表者に回答用紙を直接配付し、団体で取りまとめ記載いただいたものを直接回収
まち歩きワークショップ	移動等円滑化に関する事項や区独自に配慮すべき事項に区民意見を反映する	<ul style="list-style-type: none"> 開催日：平成27年7月15日 参加者：区民委員、区民委員ご紹介者、大学生など27名(交通事業者及び事務局を除く) 4つの検証テーマを設定し、3班に分かれて現地確認・意見交換を実施 検証テーマ及び主な検証経路、施設 <ul style="list-style-type: none"> ①鉄道駅周辺のバリアフリー <ul style="list-style-type: none"> *東京メトロ御茶ノ水駅 *JR御茶ノ水駅 ②道路のバリアフリー <ul style="list-style-type: none"> *白山通り *外堀通り *文京区道 ③建築物のバリアフリー <ul style="list-style-type: none"> *湯島地域活動センター *シビックホール *東大病院 ④都市公園のバリアフリー <ul style="list-style-type: none"> *小石川後樂園 *後楽公園
地域懇談会	文京区都市マスタープランに沿った5地区別に、施設等の利用状況や利用しやすさ、課題点等について把握する	<ul style="list-style-type: none"> 開催日：平成27年7月27日 参加者：区民委員、区民委員ご紹介者など46名(学識経験者及び事務局を除く) 文京区都市マスタープランに示す5地区(都心地域、下町隣接地域、山の手地域東部、山の手地域中央、山の手地域西部)について4班に分かれて懇談
パブリックコメント	文京区バリアフリー基本構想(素案)への区民意見を把握する	<ul style="list-style-type: none"> 実施期間：平成27年12月1日～31日

1.5 バリアフリーに関連する動き

(1) 国の取組

国では、平成6年に、不特定多数の人たちや、主に高齢者や身体障害者などが使う建築物のバリアフリー化を進めるため、「ハートビル法」(正式名称：高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律 平成14年改正)が制定され、平成12年には、駅・鉄道車両・バスなどの公共交通機関と、駅などの旅客施設周辺の歩行空間のバリアフリー化を図るための「交通バリアフリー法」(正式名称：高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律)が制定されました。

そして、平成18年には、高齢者、障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができる生活環境整備を目指し、移動等円滑化に関してより一体的・総合的な施策の推進を図るため、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充した「バリアフリー法」(正式名称：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)が施行され、平成23年3月には、バリアフリー法に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針の改正により平成32年度を目標年度とする新たな方針が示されました。

また、国民等の交通に対する基本的なニーズの充足、交通の機能の確保及び向上等に関する基本理念等を定めた「交通政策基本法」(平成25年施行)や、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援することを目的とした「障害者総合支援法」(正式名称：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 平成25年施行)、障害者に対する社会的障壁の除去を目的とした「障害者差別解消法」(正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 平成28年4月施行予定)が施行するなど、高齢者や障害者なども含めた、あらゆる人々が社会活動に参加し、自己実現するための環境整備に向けた動きがより一層高まっています。

さらに、平成27年8月に、東京2020大会に向けて「チーム・ジャパンで取り組むバリアフリー・ユニバーサルデザイン施策」を発表し、ユニバーサル社会の実現にむけた施策を推進しています。

(2) 都の取組

都では、平成 7 年に「東京都福祉のまちづくり条例」を制定し、建築物、道路、公園、公共交通施設、路外駐車場を一般都市施設として、施設所有者等に対し、高齢者や障害者等が円滑に利用できるよう定めた整備基準への適合に向けた整備を進めてきました。

平成 21 年に改正した条例では、条例の理念をバリアフリーからユニバーサルデザインとし、整備基準への適合を努力義務から遵守義務するなど、より実効性を高めた内容としています。

また、バリアフリー法第 14 条第 3 項の規定により、「建築物バリアフリー条例」（正式名称：高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例 平成 15 年施行、平成 18 年改正）を定めており、建築物のバリアフリー化の義務付け対象の拡大や整備基準の強化を行っています。

(3) 区の取組

区では、福祉のまちづくりを推進するとともに、社会福祉の増進を図ることを目的として、「文京区福祉環境整備要綱」（昭和 60 年施行、平成 14 年改正）や国の法律、「東京都福祉のまちづくり条例」（平成 7 年施行、平成 21 年改正）に基づき、区内の公共的性格をもつ建築物、道路、公園等のバリアフリー化を推進してきました。

また、「心のバリアフリーハンドブック」（平成 25 年）、「カラーユニバーサルデザインを含む情報提供ガイドライン」の発行など、心と情報のバリアフリーに関する取組にも積極的に取り組んでいます。

さらに、障害者差別解消法の施行に伴い、心のバリアフリーをより推進するため、障害者差別解消推進本部を設置し、職員対応要領の策定など、さまざまな取組を行っています。

(4) 近隣自治体の取組

本区の隣接区では、バリアフリー法に基づくバリアフリー基本構想（又は交通バリアフリー基本構想）を策定しており、各区内で特に高齢者、障害者等の利用が多い地区等における重点的かつ一体的なバリアフリー整備が行われています。

そのうち、千代田区、台東区、荒川区の重点整備地区は本区に接しており、不忍通りや本郷通りではバリアフリー基本構想に基づく特定事業が位置づけられるなど、バリアフリー化が推進されています。

第2章 バリアフリー法について

2.1 バリアフリー法の概要 【第1回 資料1】

バリアフリー法は、高齢者、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる社会環境の整備を目指しており、公共交通機関、建築物、都市公園、路外駐車場、歩行空間等の新設時における移動等円滑化基準への適合義務を課すことによって各施設のバリアフリー化を推進するものです。また、バリアフリー基本構想制度を活用して、駅を中心とした地区や、高齢者、障害者等がよく利用する施設が集積した地区における施設・経路のバリアフリー化を図ることで、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進することを狙いとしており、これによりだれもが暮らしやすいまちづくりを進めていきます。

2.2 バリアフリー基本構想で定める事項 【第1回 資料1】

バリアフリー基本構想では、バリアフリー法に基づき、以下の内容を明示することが定められています。

表 3 バリアフリー基本構想で定める事項

項目	内容
①重点整備地区における移動等円滑化の基本方針	バリアフリー基本構想作成の背景・理由や移動等円滑化の基本的な考え方など
②重点整備地区の位置・区域	重点整備地区の範囲や境界設定の考え方
③生活関連施設・経路とこれらにおける移動等円滑化に関する事項	生活関連施設・経路の選定や施設の整備方針など
④実施すべき特定事業その他の事業に関する事項	公共交通・道路・路外駐車場・都市公園・建築物・交通安全特定事業、その他事業
⑤その他の事項	ソフト施策（心のバリアフリーの推進、情報提供、マナーの向上等）、地域特性に応じた施策、バリアフリー基本構想作成後の事業推進方法等についてなど

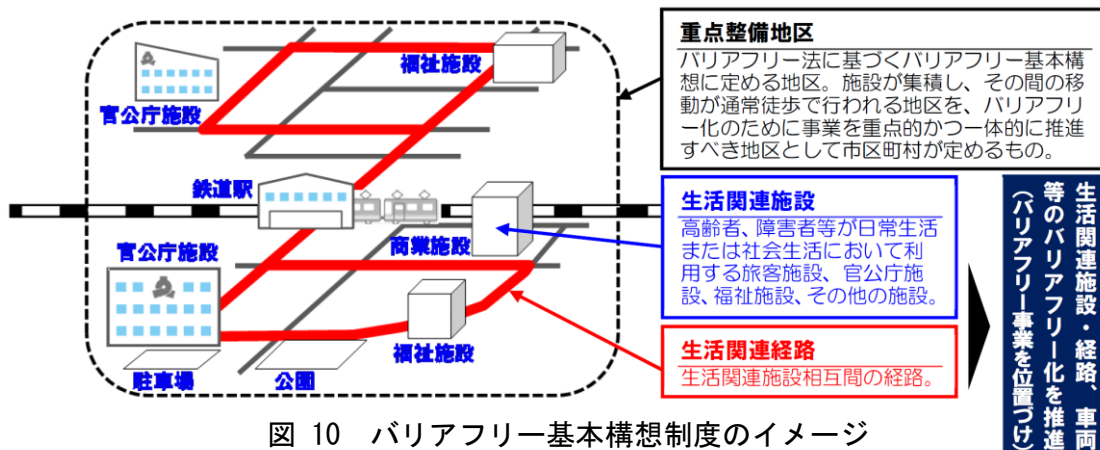


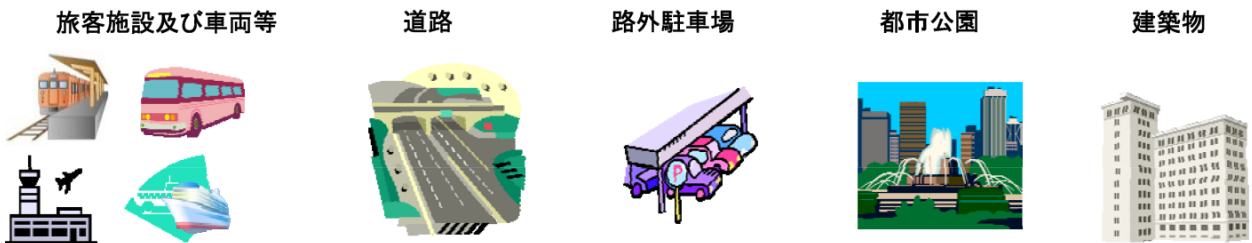
図 10 バリアフリー基本構想制度のイメージ

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (バリアフリー法)

高齢者や障害者などの自立した日常生活や社会生活を確保するために、
 ●旅客施設・車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対して、バリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合を求めるとともに、
 ●駅を中心とした地区や、高齢者や障害者などが利用する施設が集中する地区（重点整備地区）において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置などを定めています。

公共交通施設や建築物のバリアフリー化の推進

・以下の施設について、新設・改良時のバリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合義務。また、既存の施設について、基準適合の努力義務 など



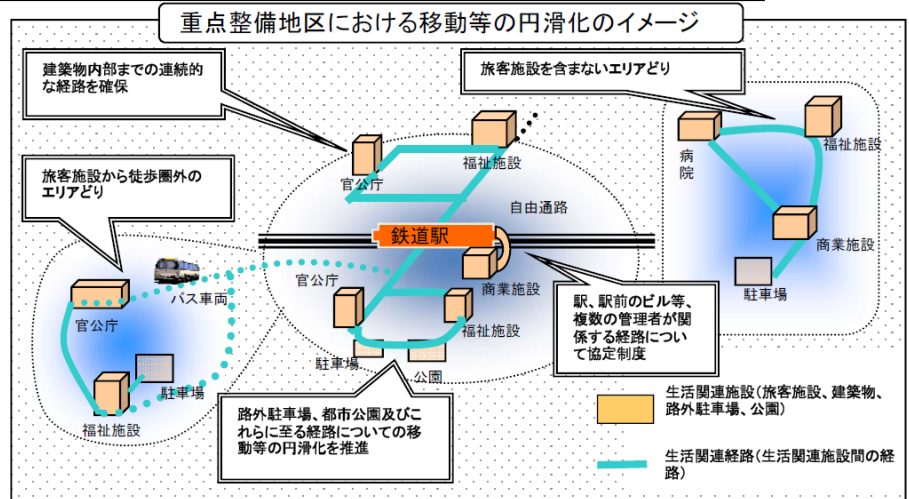
地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

・市町村が作成する基本構想に基づき、駅を中心とした地区や、高齢者や障害者などが利用する施設が集中する地区（重点整備地区）において、重点的かつ一体的なバリアフリー化事業を実施

★住民等の計画段階からの参加の促進を図るための措置

○基本構想策定時の協議会制度

○住民等からの基本構想の作成提案制度



心のバリアフリーの推進

バリアフリー化の促進に関する国民の理解・協力の促進等



(出典：国土交通省「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（概要図）」)

第3章 文京区バリアフリー基本構想の基本的考え方

3.1 文京区バリアフリー基本構想の位置づけ 【第1回 資料1】

文京区バリアフリー基本構想は、区のまちづくりの方針を示す都市マスタープランを踏まえ、バリアフリーのまちづくりに関する総合的な区施策の方向性を示すとともに、法に基づき事業の進捗を図ることを目指すものです。また、関連する区や都の施策と連携・整合を図るとともに、交通政策基本法、障害者差別解消法等の関連法の考え方を反映した構想として策定したものです。

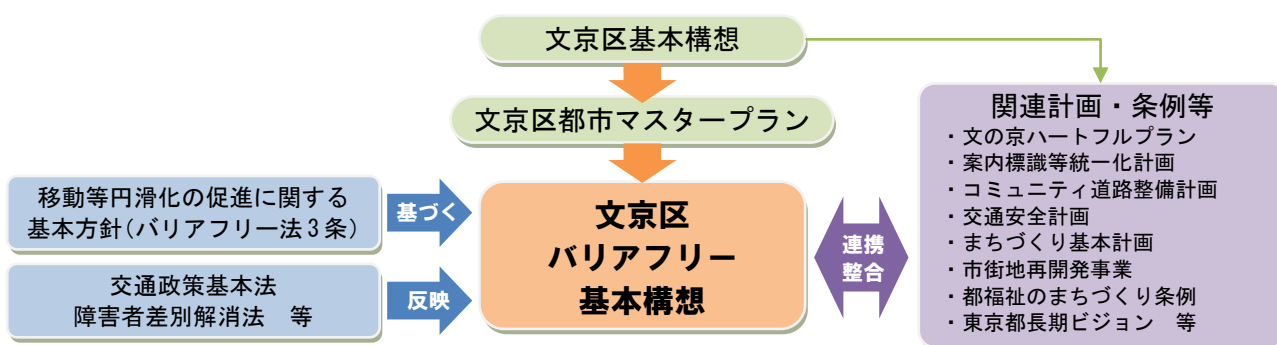


図 11 文京区バリアフリー基本構想の位置づけ

3.2 バリアフリーの目標

点から面へ、みんなの心へ、バリアフリーの輪を広げよう

本区では、これまでも道路や公共施設など施設個別のバリアフリー化を推進してきましたが、文京区バリアフリー基本構想では、これまでの取組を統合・拡充するとともに、区民意見を十分に反映した施策とし、ハード・ソフトが一体となった取組を進めていきます。

3.3 目標年次 【第1回 資料4、第2回 資料2】

文京区バリアフリー基本構想の目標年次は、おおむね 10 年後の平成 37 年度に設定します。また、「文京区基本構想」並びにバリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の目標年次である平成 32 年度には、中間評価を実施します。

3.4 文京区におけるバリアフリーの推進 【第2回 資料2】

本区では、バリアフリー基本構想の策定を契機として、区全域のバリアフリー推進に取り組んでいきます。以下に、文京区におけるバリアフリー基本構想の進め方を示します。

- ①平成 27 年度に「文京区バリアフリー基本構想」を策定
- ②平成 28 年度以降に「文京区バリアフリー基本構想に基づく地区別計画」を作成
- ③平成 29 年度以降に地区別計画に基づく特定事業等を実施

① 「文京区バリアフリー基本構想」の策定

文京区バリアフリー基本構想（本冊子）では、バリアフリー法に基づき、重点整備地区、生活関連施設及び生活関連経路、移動等円滑化に関する事項などの基本的事項を定めています。

また、平成 37 年度を目標年次とした事業の具体化に向けた基本的な考え方として、地区別の方針（特定事業等の基本方針）を定め、平成 28 年度以降の地区別計画作成を見据えたバリアフリー基本構想策定後の進め方を示しています。

② 「文京区バリアフリー基本構想に基づく地区別計画」を作成

文京区バリアフリー基本構想では、特定事業等の実施に向けた基本的な事項及び進め方を定めます。平成 28 年度以降は、このバリアフリー基本構想に基づき、地区別の具体的な検討を行い、必要に応じて施設・経路の追加を行い、バリアフリー法に基づく特定事業計画をとりまとめます。検討段階においては、区民参加により具体的な課題抽出を行うとともに、関係事業者との調整を図ります。

③平成 29 年度以降に地区別計画に基づく特定事業等を実施

地区別計画に基づき、バリアフリー基本構想の目標年次である平成 37 年度に向けて各施設設置管理者が特定事業を実施します。事業実施段階においても区民参加が図られるように、各施設設置管理者へ働きかけていきます。

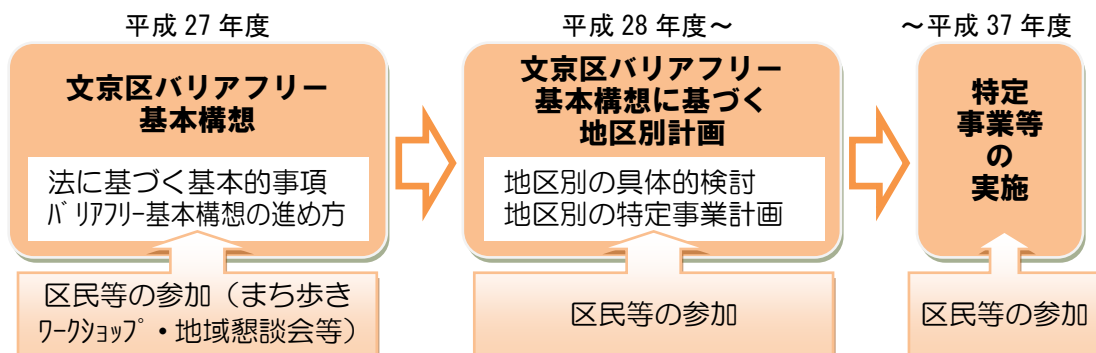


図 12 文京区バリアフリー基本構想の進め方

3.5 検討組織及び策定の経過 【第1回 資料3】

文京区バリアフリー基本構想の策定にあたっては、学識経験者・障害者・高齢者・その他区民・施設管理者・事業者・行政関係者等で組織する「文京区バリアフリー基本構想策定協議会」を中心として、庁内関係者で組織する「庁内検討部会」及び「庁内検討委員会」と連携した検討を行いました。

また、区民参加の機会として、具体的なバリアフリー課題の検証や配慮事項の整理をおこなった「地域懇談会」や「まち歩きワークショップ」、「心のバリアフリーワークショップ」における区民意見を十分に反映するとともに、「事業者説明会」で生活関連施設に設定される建築物等の管理者への周知・理解を呼びかけることにより、より質の高い実効性のあるバリアフリー基本構想の策定に努めました。

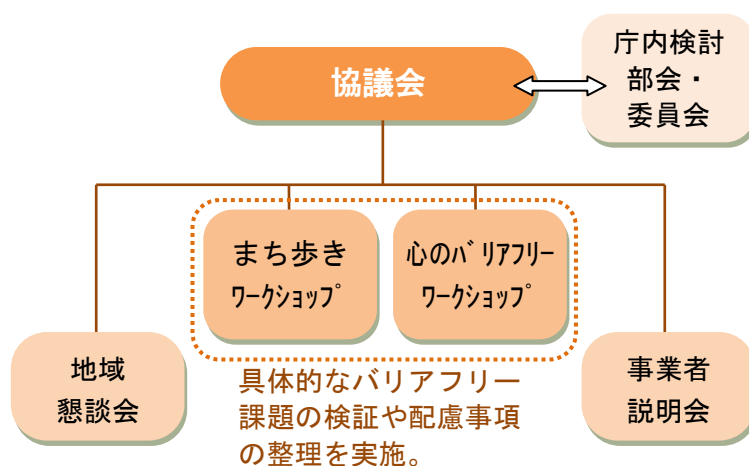


図 13 検討組織の関係図

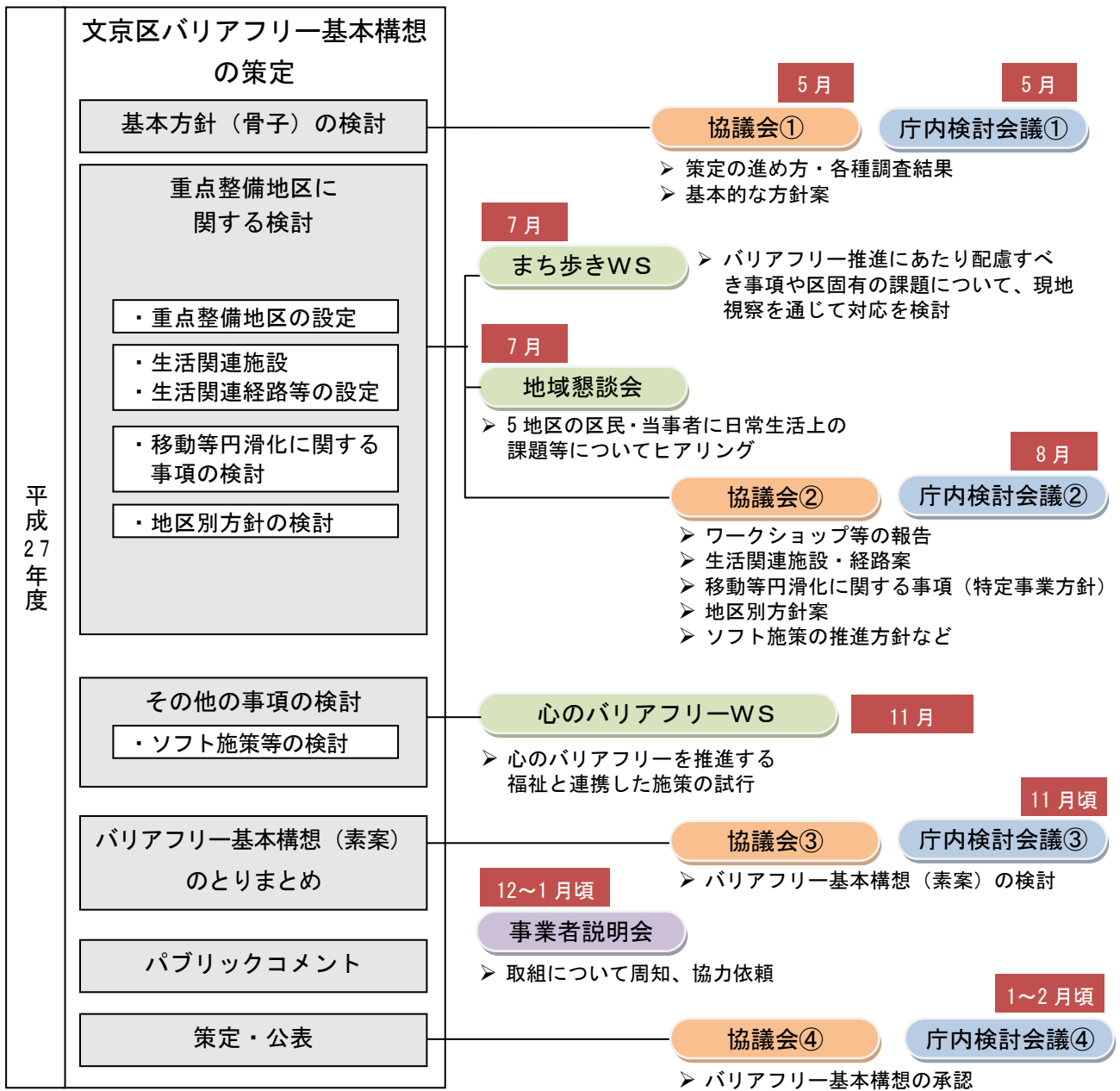


図 14 策定の経過

第4章 重点整備地区の設定

4.1 重点整備地区の設定 【第1回 資料4、第2回 資料2】

バリアフリー法で重点整備地区に該当すべき要件として定められている配置要件、課題要件、効果要件から総合的に判断し、地区を設定します。

配置要件（バリアフリー法 第2条第21号イ）

生活関連施設の所在地を含み、かつ生活関連施設間の移動が通常徒歩で行われる地区であること

▶ 区全域が駅からの徒歩圏であり、区境に接した JR 駅も含め、多様な移動・利用を想定します。

課題要件（バリアフリー法 第2条第21号ロ）

生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること

▶ 区で共通の地域性（坂道の多さ、病院、大学の立地等）を考慮した地区の設定をします。

効果要件（バリアフリー法 第2条第21号ハ）

当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが総合的な都市機能の増進を図るうえで有効かつ適切であると認められる地区であること

▶ 地域間を結ぶ幹線道路の連続性に配慮した経路・事業等の位置づけに留意します。

本区は区域が比較的小さく、区全体に共通するバリアフリー課題を検討することが重要です。

また、地域特性を踏まえた構想とすること、重点整備地区の要件としておおよそ400ha未滿とされている（移動等円滑化の促進に関する基本方針）ことから、文京区都市マスタープランに示す5地区（都心地域、下町隣接地域、山の手地域東部、山の手地域中央、山の手地域西部）それぞれをバリアフリー法に基づく重点整備地区として設定します。



図 15 文京区都市マスタープランに示す5地区

4.2 生活関連施設及び生活関連経路の設定 【第2回 資料2】

(1) 生活関連施設の設定

生活関連施設は、「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設」とバリアフリー法で定義されています。

文京区の特徴として、病院や大学等の施設が多数立地するとともに、地域活動センターや高齢者施設、図書館等の施設が全域に配置されています。

このように文京区には、区外からの来訪者も多く訪れる施設（主に鉄道駅等の公共交通機関でのアクセスが想定）と、地域住民の活動やコミュニティの場等として利用される施設（主に徒歩やバス等でのアクセスが想定）があり、これらの施設が高齢者や障害者等の多様な区民等に利用されています。このような状況を踏まえ、以下に示す考え方に基づき生活関連施設を設定します。

表 4 生活関連施設の設定の考え方

種別	抽出する施設	抽出の考え方
鉄道駅	全ての鉄道駅	3,000 人/日以上が利用する特定旅客施設を抽出（区内の鉄道駅は全て該当）
公共（窓口）施設	区役所・地域活動センター・郵便局（ゆうゆう窓口のある大店舗）	公共性が高く、高齢者・障害者等、多数の利用者が見込まれる施設を抽出
集会施設	区民センター・交流館 等	
福祉施設	高齢者・障害者・子育て支援施設 社会福祉協議会 等	
保健施設・病院	保健サービスセンター・総合病院（病床数100床以上）	
文化・教養・教育施設	大学（ホール等を有するもの）・特別支援学校・生涯学習施設・図書館・ミュージアム（概ね500㎡以上）・スポーツ施設 等	
大規模店舗	店舗面積が1,000㎡以上の大規模小売店舗	公共性が高く、大規模小売店舗立地法の適用対象面積の施設を抽出
宿泊施設	客室数50以上のホテル又は旅館	バリアフリー法でバリアフリールームの設置義務が課せられる施設を抽出
都市公園等	1ha以上の公園・運動場 等	都市公園や運動場、植物園などのうち、大規模で近隣又は広域からの利用が見込まれるものを抽出
その他	協議会や区民意見を踏まえて抽出する	

※主な駐車場は建築物に付随していると想定し抽出しない

なお、指定した生活関連施設は特定事業の対象施設となりますが、特定事業の実施については、地区別計画の作成段階において施設設置管理者と協議し、実現可能な項目について特定事業計画を位置づけ、バリアフリー化を推進していきます。

(2) 生活関連経路の設定

生活関連経路は、「生活関連施設間の経路」とバリアフリー法で定義されています。

区の生活関連施設の配置状況を俯瞰すると、主要な幹線道路沿道に鉄道駅や公共施設、病院、大学、商業施設等の広域施設等が立地し、生活関連施設間の経路として重要な歩行者ネットワークとなっています。

また、幹線道路に囲まれた街区内においても、福祉施設や地域活動センター等の地域施設等が配置されており、主要な生活道路沿道やその近傍に立地しています。

これらの経路は、文京区都市マスタープランの道路・交通ネットワーク方針に位置づけられており、主要幹線道路、生活幹線道路、主要生活道路として安全で快適な道路網の整備などを進めることとしています。

これらの主要な経路と生活関連施設を結ぶ経路や、生活関連施設相互を結ぶ経路などのネットワーク化を図ることにより、広域的なアクセス利用や地域的な回遊利用まで有機的に結びつくことになり、利便性の高い歩行者ネットワークが構築されます。

上記を踏まえ、以下の考え方にに基づき生活関連経路を設定し、バリアフリー化を推進します。

表 5 生活関連経路の設定の考え方

種別	対象路線	考え方	事業推進の考え方	
1次経路	国道・都道 主要幹線道路（区道） 生活幹線道路（区道）	歩行者ネットワークの根幹となる経路	移動等円滑化基準に留意し整備推進	「移動等円滑化に関する事項」に配慮し整備推進
2次経路	生活関連施設に関わる主要生活道路（区道）	1次経路から派生するネットワークとなる経路	安全で快適な道路環境の整備推進	
3次経路	生活関連施設までの区道（都市マスタープランに位置付けのない道路）	1次、2次経路から生活関連施設までの経路	安全で快適な道路環境の形成と案内の充実等	

なお、3次経路は、1次経路からの経路を優先的に設定（2次経路経由で最短で行ける場合はその経路を設定）することを原則とし、1次経路からの設定が適切でない場合（延長が長い、階段になっている等）は、2次経路から設定するものとします。具体の経路設定にあたっては、地域懇談会等での意見を踏まえ、利用が想定される経路を優先して設定することに配慮しました。



<凡 例>

都市マスタープラン地域区分

- 都心地域
- 下町隣接地域
- 山の手地域東部
- 山の手地域中央
- 山の手地域西部

生活関連施設(候補)

- ① 公共施設(窓口)・集会施設
- ① 福祉施設
- ① 保健施設・病院
- ① 文化・教養・教育施設
- ▲ 商業施設
- ▲ 宿泊施設
- 🏠 公園・運動場
- 🚉 鉄道駅

生活関連経路(候補)

- 国道
- 都道
- 主要幹線道路(区道)
- 生活幹線道路(区道)
- 主要生活道路(区道)
- その他の道路(区道)

- 鉄道
- 鉄道

図 16 文京区バリアフリー基本構想の重点整備地区図

平成 28 年 3 月現在



表 6 生活関連施設一覧

公共施設(窓口)・集会施設

- 1 文京シビックセンター
- 2 礪川地域活動センター
・高齢者あんしん相談センター富坂分室
- 3 大原地域活動センター
- 4 大塚地域活動センター
- 5 音羽地域活動センター
- 6 湯島地域活動センター・総合体育館
- 7 向丘地域活動センター・アカデミー向丘
- 8 不忍通りふれあい館
(根津地域活動センター・根津図書室)
- 9 汐見地域センター
(汐見地域活動センター・本郷図書館)
- 10 駒込地域活動センター
- 11 白山交流館
- 12 千駄木交流館
- 13 目白台総合センター
(目白台交流館・目白台第二児童館)
- 14 根津総合センター(根津交流館・根津児童館)
- 15 白山東会館・白山東児童館
- 16 かるた記念大塚会館
- 17 湯島総合センター
(湯島第二会館・文京福祉センター湯島
・湯島児童館・湯島図書館)
- 18 駕籠町会館
- 19 男女平等センター
- 20 区民センター
- 21 大塚公園集会所・大塚公園みどりの図書室
- 22 勤労福祉会館
(本郷福祉センター(若駒の里)・本駒込図書館)
- 23 小石川郵便局
- 24 本郷郵便局

福祉施設

- 1 文京総合福祉センター(障害者支援施設・
障害者基幹相談支援センター・文京福祉
センター江戸川橋・子育てひろば江戸川橋など)
- 2 文京くすのき高齢者在宅サービスセンター
・文京くすのきの郷
- 3 文京大塚高齢者在宅サービスセンター
・高齢者あんしん相談センター大塚・文京大塚みどりの郷
- 4 文京湯島高齢者在宅サービスセンター
・アカデミー湯島
- 5 文京昭和高齢者在宅サービスセンター
- 6 文京白山高齢者在宅サービスセンター
・高齢者あんしん相談センター富坂・文京白山の郷

- 7 文京向丘高齢者在宅サービスセンター
- 8 文京本郷高齢者在宅サービスセンター
- 9 文京千駄木高齢者在宅サービスセンター・
高齢者あんしん相談センター駒込・文京千駄木の郷
- 10 高齢者あんしん相談センター駒込分室
- 11 高齢者あんしん相談センター本富士
・龍岡介護老人保健施設
- 12 高齢者あんしん相談センター本富士分室
- 13 高齢者あんしん相談センター大塚分室
- 14 ゆしまの郷
- 15 名称未定(特別養護老人ホーム)
- 16 介護老人保健施設ひかわした
- 17 名称未定(介護老人保健施設)
- 18 社会福祉協議会
- 19 動坂福祉会館(閉館予定)
- 20 大塚児童館
- 21 しおみ児童館
- 22 千石児童館・子育てひろば千石
- 23 水道児童館・子育てひろば水道
- 24 本駒込児童館
- 25 本駒込南児童館
- 26 久堅児童館
- 27 柳町児童館
- 28 千石西児童館
- 29 小日向台町児童館
- 30 目白台児童館
- 31 本郷児童館
- 32 子育てひろば西片
- 33 子育てひろば汐見

保健施設・病院

- 1 保健サービスセンター 本郷支所
- 2 小石川東京病院
- 3 東京健生病院
- 4 駒込病院
- 5 日本医科大学付属病院
- 6 東都文京病院
- 7 東京大学医学部附属病院
- 8 東京医科歯科大学医学部附属病院
- 9 順天堂大学医学部附属順天堂医院

文化・教養・教育施設

- 1 文京区教育センター
- 2 東洋大学(白山キャンパス)
- 3 跡見学園女子大学(文京キャンパス)
- 4 拓殖大学(文京キャンパス)
- 5 東京医科歯科大学(湯島キャンパス)
- 6 東京大学(本郷キャンパス)
- 7 東邦音楽大学・短期大学(文京キャンパス)
- 8 東洋学園大学(本郷キャンパス)
- 9 日本女子大学(目白キャンパス)
- 10 文京学院大学・短期大学(本郷キャンパス)
- 11 日本薬科大学(お茶の水キャンパス)
- 12 国際仏教学大学院大学
- 13 筑波大学(東京キャンパス文京校舎)
- 14 貞静学園短期大学
- 15 放送大学東京文京学習センター
- 16 筑波大学附属視覚特別支援学校
- 17 筑波大学附属大塚特別支援学校
- 18 都立文京盲学校
- 19 アカデミー音羽
- 20 アカデミー千石・千石図書館
- 21 アカデミー茗台
- 22 真砂中央図書館
- 23 小石川図書館
- 24 水道端図書館
- 25 目白台図書館
- 26 印刷博物館
- 27 講談社 野間記念館
- 28 国立近現代建築資料館
- 29 史跡湯島聖堂 財団法人斯文会
- 30 竹久夢二美術館
- 31 弥生美術館
- 32 東京都水道歴史館
- 33 東洋文庫ミュージアム
- 34 日本サッカーミュージアム
- 35 鳩山会館
- 36 森鷗外記念館
- 37 文京ふるさと歴史館
- 38 東京ドーム(野球殿堂博物館含む)
- 39 小石川運動場

- 40 スポーツセンター
- 41 竹早テニスコート
- 42 江戸川橋体育館
- 43 後楽公園少年野球場

商業施設

- 1 ドン・キホーテ後楽園店
- 2 文京グリーンコート
- 3 ラクーア
- 4 クイーンズ伊勢丹小石川店
- 5 ドン・キホーテ上野店
- 6 オリビック白山店

宿泊施設

- 1 ホテルウィングインターナショナル後楽園
- 2 東横イン後楽園文京区役所前
- 3 ドーミーイン水道橋
- 4 東京グリーンホテル後楽園
- 5 東京ドームホテル
- 6 ホテル椿山荘東京
- 7 ホテルサトー東京
- 8 水道橋グランドホテル
- 9 ホテル機山館
- 10 フォーレスト本郷
- 11 ホテルお茶の水イン
- 12 東京ガーデンパレス
- 13 お茶の水セントヒルズホテル
- 14 リッチモンドホテル東京水道橋
- 15 後楽ガーデンホテル
- 16 ホテルリブマックス後楽園

公園・運動場

- 1 六義園
- 2 大塚公園
- 3 新江戸川公園
- 4 目白台運動公園
- 5 江戸川公園
- 6 小石川後楽園
- 7 小石川植物園
- 8 教育の森公園・占春園
- 9 六義公園・六義公園運動場

鉄道駅

- 1 都営地下鉄大江戸線 飯田橋駅
- 2 東京メトロ有楽町線 江戸川橋駅
- 3 東京メトロ丸ノ内線 御茶ノ水駅
- 4 都営地下鉄三田線 春日駅
- 5 都営地下鉄大江戸線 春日駅
- 6 東京メトロ丸ノ内線・南北線 後楽園駅
- 7 東京メトロ有楽町線 護国寺駅
- 8 東京メトロ丸ノ内線 新大塚駅
- 9 都営地下鉄三田線 水道橋駅
- 10 都営地下鉄三田線 千石駅
- 11 東京メトロ千代田線 千駄木駅
- 12 東京メトロ南北線 東大前駅
- 13 東京メトロ千代田線 根津駅
- 14 都営地下鉄三田線 白山駅
- 15 東京メトロ南北線 本駒込駅
- 16 都営地下鉄大江戸線 本郷三丁目駅
- 17 東京メトロ丸ノ内線 本郷三丁目駅
- 18 東京メトロ丸ノ内線 茗荷谷駅
- 19 東京メトロ千代田線 湯島駅

第5章 移動等円滑化に関する事項

5.1 移動等円滑化に関する主な基準等 【第2回 資料3】

各施設のバリアフリー整備にあたっては、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準への適合に努めるとともに、関連するガイドラインや条例等に留意した整備を推進します。

表 7 移動等円滑化に関する主な基準等

種別	項目	名称	所管など/作成年月
移動等円滑化基準	公共交通	移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準（公共交通移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成 18 年 12 月
	道路	移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準（道路移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成 18 年 12 月
		移動等円滑化のために必要な道路の占用に関する基準	国土交通省【省令】 平成 18 年 12 月
	公園	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準（都市公園移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成 18 年 12 月
	建築物	移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化基準）	国土交通省【政令】 平成 18 年 12 月
		高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化誘導基準）	国土交通省【省令】 平成 18 年 12 月
	交通安全	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準	国家公安委員会【規則】 平成 18 年 12 月
駐車場	移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準（路外駐車場移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成 18 年 12 月	
ガイドライン等	公共交通	公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン〔旅客施設編〕	国土交通省 平成 25 年 6 月
		公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン〔車両等編〕	国土交通省 平成 25 年 6 月
	道路	増補 改定版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン	(財)国土技術研究センター 平成 23 年 8 月
	公園	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン	国土交通省 平成 24 年 3 月
	建築物	高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準	国土交通省 平成 24 年 7 月 (追補版平成 27 年 7 月)
条例等	公共交通・道路公園・建築物等	東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル	東京都 平成 26 年 9 月
	道路	都道における移動等円滑化の基準に関する条例	東京都 平成 24 年 12 月
	公園	東京都立公園における移動等円滑化の基準に関する条例	東京都 平成 24 年 12 月
	建築物	高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（建築物バリアフリー条例）	東京都 平成 18 年 12 月
	交通安全	東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例	東京都 平成 24 年 12 月
	駐車場	駐車場ユニバーサルデザインガイドライン	(財)東京都道路整備保全公社 平成 19 年 2 月
	トイレ	生活者の視点に立ったトイレ整備の指針—とつきょうトイレ、その方向性—	東京都 平成 18 年 7 月

5.2 移動等円滑化に向けた配慮事項 【第2回 資料3】

高齢者や障害者等を含むすべての人が利用しやすい施設の整備に向けて、アンケートやワークショップ、地域懇談会を実施し、区民から現状の課題や意見等を収集しました。その中から特に要望が多かった内容を各施設ごとに移動等円滑化に向けた配慮事項として整理しました。

施設整備においては、構造上の制限や整備財源等、さまざまな課題がありますが、可能な限りこれらの配慮事項を踏まえた整備が望ましいと考えます。このため、施設管理者や関係機関と連携し、整備手法等についても協議しながら、各施設のさらなるバリアフリー化を検討します。

- ※1) 配慮事項は区民意見を基に整理しており、関連ガイドラインに示された整備水準を考慮しておりません。
- ※2) **赤字**は関連ガイドラインに同様の記載があるもの、**青字**は記載がないものです。

(1) 公共交通の移動等円滑化

① 旅客施設(鉄道駅)

項目	共通の配慮事項
①通路	主要な出入口から各ホームまでのバリアフリー化された経路を確保する。(1ルート既に確保している場合は2ルート目の確保に努める) また、他の経路と比べて極端に遠回りにならないようにする(乗換時も同様)。
	動線が錯綜する通路では、視覚障害者が安心して移動できる誘導経路を確保(視覚障害者誘導用ブロックの配置)する。
②上下移動	階段は、 段鼻の色を強調 し、段を識別しやすいようにする。
	エレベーターは、 障害者が利用しやすい構造 とする(十分な広さ、開延長ボタン、車いす使用者対応操作ボタン、足下まで見える鏡、浮き彫り表示のボタン、音声案内、緊急時等に情報提供を行う表示装置、ガラス窓など)。
	エスカレーターは、 上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置 する。
③ホーム	転落防止のため、 ホームドアや可動式ホーム柵、または内方線付点状ブロックを設置 する。
	ホームの幅員が狭い箇所には、車いす使用者や視覚障害者に配慮した注意喚起や安全対策を実施する。
	ホームと車両の隙間や段差は、できる限り小さくする。
	乗降位置を表示するとともに、 視覚障害者がわかりやすい位置に点字を貼付 する。
	乗降や移動を妨げない位置に配慮し、ベンチを設置する。
	視覚障害者や高齢者に配慮した適切な照度を確保する。
④券売機等	車いすでも近づきやすいよう蹴込みを設け、タッチパネルが見やすい(反射しない)券売機等を設置する。

項目	共通の配慮事項
④券売機等 (続き)	インターホン等を活用できない聴覚障害者等への適切な対応方法を検討する。
⑤トイレ	車いす使用者が円滑に利用できる多機能トイレを設置する(十分な広さ、可動式手すり、オストメイト対応設備、わかりやすいボタン配置など)。
	多機能トイレの利用の集中を分散するため、一般トイレに広めの個室や乳幼児用設備を設置する(ベビーチェアや幼児用便座など)。
	多機能トイレや一般トイレの個室に設ける荷物台や荷物掛けは、車いす使用者や高齢者等の利用に配慮し、低い位置に設置する。
	非常事態を聴覚障害者等に知らせることができるフラッシュライト等を設ける。
⑥案内設備	バリアフリー化された経路や乗継経路、バリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすい案内表示を設ける。
	エスカレーターによる経路が連続していない場合(途中から階段による上下移動が必要となる場合)は、あらかじめその旨がわかるように経路の端部に案内を掲示する。
	改札口やトイレ、エスカレーター等に音声案内を設置する。また、駅構内やトイレの配置がわかる触知案内図を設置する。
	サインの情報内容や表現方法、設置位置がわかりやすいように配慮するとともに、可変式情報表示装置を設置し、緊急時等の情報をタイムリーに伝達できるようにする。
	エレベーターや多機能トイレでは、障害者等が優先的に利用できるように配慮する(案内の表示など)。
⑦人的対応・ 心のバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応を充実する。
	多様な利用者への適切な対応について職員の教育を実施する。
	筆談用具を設け、筆談用具があることを示す案内を表示する。

● 参考：旅客施設のバリアフリー化（国土交通省資料など）



ホームドア



可動式ホーム柵

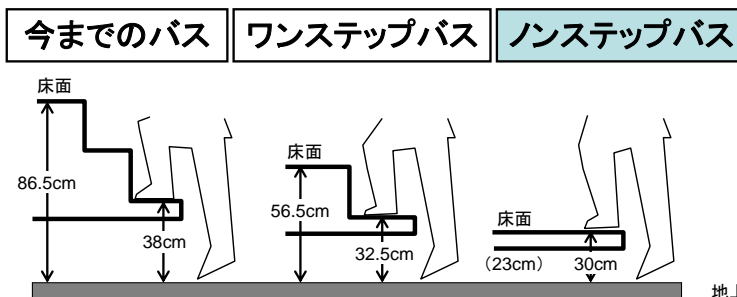


内方線付点状ブロック

② バス

項目	共通の配慮事項
①車両	ノンステップ化や車いす使用者やベビーカーが利用しやすい広めの乗降口の確保など、バリアフリー化された車両への代替を促進する。
②バス乗降場・停留所	バス停へのベンチ・上屋の設置や安全な待合空間を確保する。（道路管理者との協議） バスが正着（停留所に寄せてまっすぐ停車）しやすく、車両との段差が生じない構造に改良する。（道路管理者との連携）
③案内設備	バス乗降場や停留所における案内を充実する（わかりやすい路線図・乗継案内、ノンステップバス運行の表示、多言語表記など）。 バス接近表示システムの導入（音声案内・電光表示）を促進する。
④人的対応・心のバリアフリー	バス停への正着や二ーリング（車両を傾けて勾配を緩和する）を徹底する。 多様な利用者への適切な対応について乗務員の教育を実施する。 筆談用具を設け、筆談用具があることを示す案内を表示する。

● 参考：バスのバリアフリー化



ノンステップバス



バリアフリー化されたバス停留所

③ タクシー

項目	共通の配慮事項
①車両	車いす使用者等も利用できる福祉タクシーの導入を促進する。
②人的対応・心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について乗務員の教育を実施する。 筆談用具を設け、筆談用具があることを示す案内を表示する。

(2) 道路の移動等円滑化

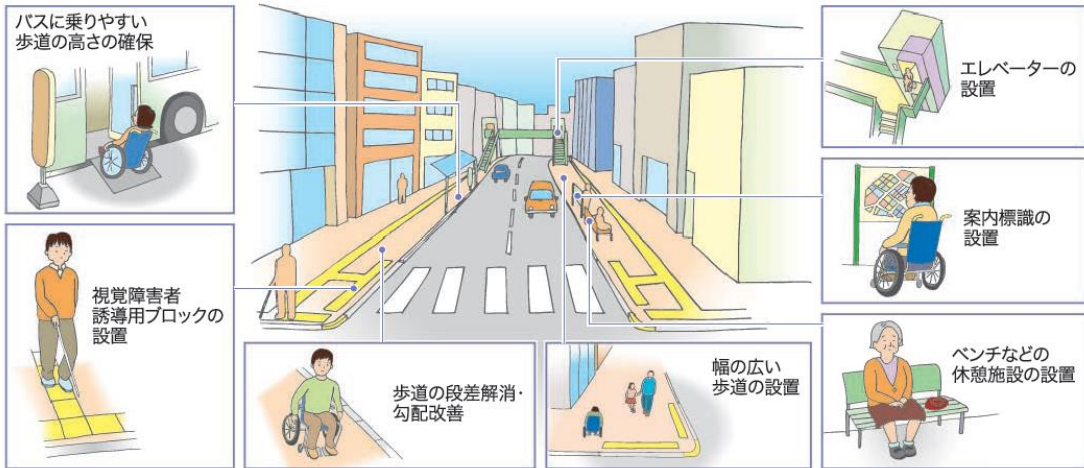
① 歩道のある道路

項目	共通の配慮事項
①整備	歩道の大規模改良・更新時に移動等円滑化基準に適合した道路整備を行うとともに、コミュニティ道路整備を進めるなど、歩行者が安全かつ安心して利用できる道路環境を整備する。
	車両乗入れ部や交差点部における 歩道内の勾配をゆるく する。
	バス停留所を設置する歩道は、 バスに円滑に乗降できる高さ とし、視覚障害者誘導用ブロックを設置するとともに、安全な待合空間を確保する。(バス事業者と連携)
	車いすやベビーカーが 移動しやすい舗装 を行う。
	歩車道境界ブロックは、 視覚障害者が認識でき、車いすが円滑に通行できるもの にする。
	歩車道境界やバス停留所、生活関連施設を中心に、移動の連続性に配慮した視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。(関係事業者と連携)
	歩行者の通行が想定される場所の側溝のフタ(グレーチング)などは、白杖や車いすの移動の障害とならないよう、目の細かいものなどにする。
	歩行者等の通行の支障とならない範囲で、 日陰を確保したり、ベンチ等の休憩施設 を設置に努める。
	歩道の安全性を高めるため 自転車通行環境整備 を推進する。
②安全対策	電柱や街灯、案内サイン等の付属物が歩行者の通行の妨げとならないように配慮する。
	長く続く坂道では、 車いす使用者等が安心して滞留できるスペース(平坦な踊り場等)や高齢者等が休憩できるベンチの設置 に努める。また、道路利用者に対して、 助け合いの意識を喚起する標識や勾配に関する案内の設置 に努める。
③案内設備	生活関連経路上の主要な箇所(駅周辺、主要交差点、生活関連施設付近の交差点など)に、多様な利用者に配慮した 見やすくわかりやすい案内表示の設置 に努める(必要に応じて点字表示・音声案内など)。
	エレベーターやスロープなどの案内は、ピクトグラム等を活用し、大きくわかりやすいものを設置する。
④維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、植栽の枝などの適切な維持管理に配慮する。
⑤人的対応・心のバリアフリー	視覚障害者誘導用ブロック上への放置自転車や看板、商品陳列等の不法占用物への指導を行い、適切な機能を確保する。
	自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進 する。(交通管理者と連携)

② 歩道のない道路

項目	共通の配慮事項
①整備	コミュニティ道路整備を進めるなど、歩行者が安全かつ安心して利用できる道路環境を整備する。
	歩行者の通行が想定される場所の側溝のフタ（グレーチング）などは、白杖や車いすの移動の障害とならないよう、目の細かいものなどにする。
	バス停留所を設置する道路は、安全な待合空間を確保する。（バス事業者と連携）
②安全対策	路肩の拡幅や平坦化、ガードレールの設置、舗装のカラー化、一方通行化、駐停車抑制策など、経路の実情に合った交通安全対策を検討する。（交通管理者と連携）
	電柱や街灯、案内サイン等の付属物が歩行者の通行の妨げとならないように配慮する。 長く続く坂道では、滑りにくい舗装に配慮するとともに、必要に応じて手すりの設置などを検討する。また、道路利用者に対して、助け合いの意識を喚起する標識や勾配に関する案内の設置に努める。
③案内設備	生活関連経路上の主要な箇所（生活関連施設付近の交差点など）に、多様な利用者に配慮した見やすくわかりやすい案内表示の設置に努める（必要に応じて点字表示・音声案内など）。
④維持管理	舗装や案内設備などの適切な維持管理に配慮する。
⑤人的対応・心のバリアフリー	放置自転車や看板、商品陳列等の不法占用物及び植栽の枝などへの指導を行い、適切な機能を確保する。
	自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進する。（交通管理者と連携）

● 参考：道路のバリアフリー化（国土交通省資料、文京区ホームページなど）



バリアフリー化された歩道



コミュニティ道路（歩道あり）



コミュニティ道路（歩道なし：路面表示）



コミュニティ道路（歩道なし：狭さく）

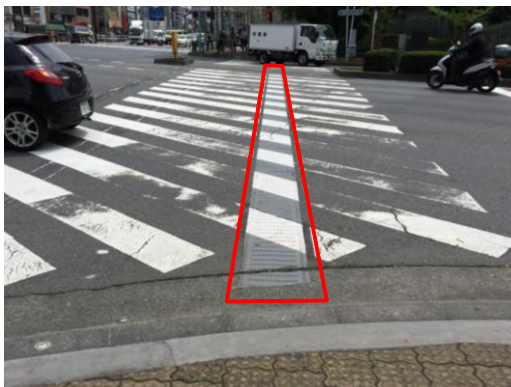


助け合いの意識を喚起する標識（坂道）

(3) 信号機等の移動等円滑化

項目	共通の配慮事項
①信号機等	生活関連経路上の信号交差点には、 バリアフリー化された信号機（音響式や経過時間表示式など）を設置 するとともに、付帯機材の位置に配慮する。 主要な交差点や複雑なかたちの交差点において エスコートゾーンの設置 を検討する。 高齢者、障害者が 安全に横断できる よう、 適切な青時間を確保 する（歩行者用青信号の延長など）。 標識、標示の高輝度化や信号機のLED化により見やすさを向上する。
②安全対策	【歩道のない生活道路】 路肩の拡幅や平坦化、ガードレールの設置、舗装のカラー化、一方通行化、駐停車抑制策など、経路の実情に合った交通安全対策を検討 する。（道路管理者と連携）
③人的対応・心のバリアフリー	自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進 する。（道路管理者と連携）

- 参考：信号機等のバリアフリー化（国土交通省資料、警察庁資料など）



エスコートゾーン



経過時間表示式信号機

(4) 建築物の移動等円滑化(駐車場を含む)

項目	共通の配慮事項
①出入口・敷地内通路	道路と建築物の連続性に配慮し、段差を解消するとともに、 歩道上から出入口、建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックを設置 する。
	主要な出入口は自動ドアなど通行しやすい扉とし、車いす使用者等に配慮した幅を確保する(80cm以上)。
②建物内通路	主要な通路は、物や設備などで狭くならないように配慮する(120cm以上)。
	主要な通路に段差がある場合はスロープを設置するなどして段差を解消する。
③上下移動	2階以上の建築物には、エレベーターを設置する。
	エレベーターは、 障害者が利用しやすい構造 とする(十分な広さ、開延長ボタン、車いす使用者対応操作ボタン、足下まで見える鏡、浮き彫り表示のボタン、音声案内、緊急時等に情報提供を行う表示装置、ガラス窓など)。
	階段は、 段鼻の色を強調 し、段を識別しやすいようにする。
	階段には両側に手すりを設け、行先を点字で表示する。
④トイレ	車いす使用者が円滑に利用できる多機能トイレを設置する(十分な広さ、可動式手すり、オストメイト対応設備、わかりやすいボタン配置など)。
	多機能トイレの利用の集中を分散するため、一般トイレに広めの個室や乳幼児用設備を設置 する(ベビーチェアや 幼児用便座 など)。
	多機能トイレや一般トイレの個室に設ける 荷物台や荷物掛けは、車いす使用者や高齢者等の利用に配慮し、低い位置に設置 する。
	非常事態を聴覚障害者等に知らせることができるフラッシュライト等を設ける。
⑤駐輪場・駐車場	利用者などの駐輪が出入口や通路、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮する。
	出入口に近い場所に十分な広さの障害者用駐車施設(幅350cm以上)を設置し、わかりやすく標示するとともに、適切な利用を促すように利用者への啓発を行う。
⑥案内設備	バリアフリー化された経路や非常口、バリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどを活用した 大きくわかりやすい案内表示 を設ける。
	建築物出入口やトイレ、エレベーター等に音声案内を設置する。また、トイレの配置がわかる触知案内図を設置する。
	エレベーターや多機能トイレでは、 障害者等が優先的に利用できるように配慮 する(案内の表示など)。
	病院など順番待ちのある施設では、 呼出受信機を導入し、音声と文字情報で案内するなど、聴覚障害者や視覚障害者に対応した呼び出し方法に配慮 する。
⑦その他設備	授乳室やおむつ交換台、ベンチを設置する。
	貸出し用の車いすやベビーカー等を設置し、案内を表示する。
	受付や記入台は、車いす使用者が接近しやすい構造とする。
	講演を行うホール等では磁気ループを導入 し、設備が使える旨を主催者や参加者に周知する。

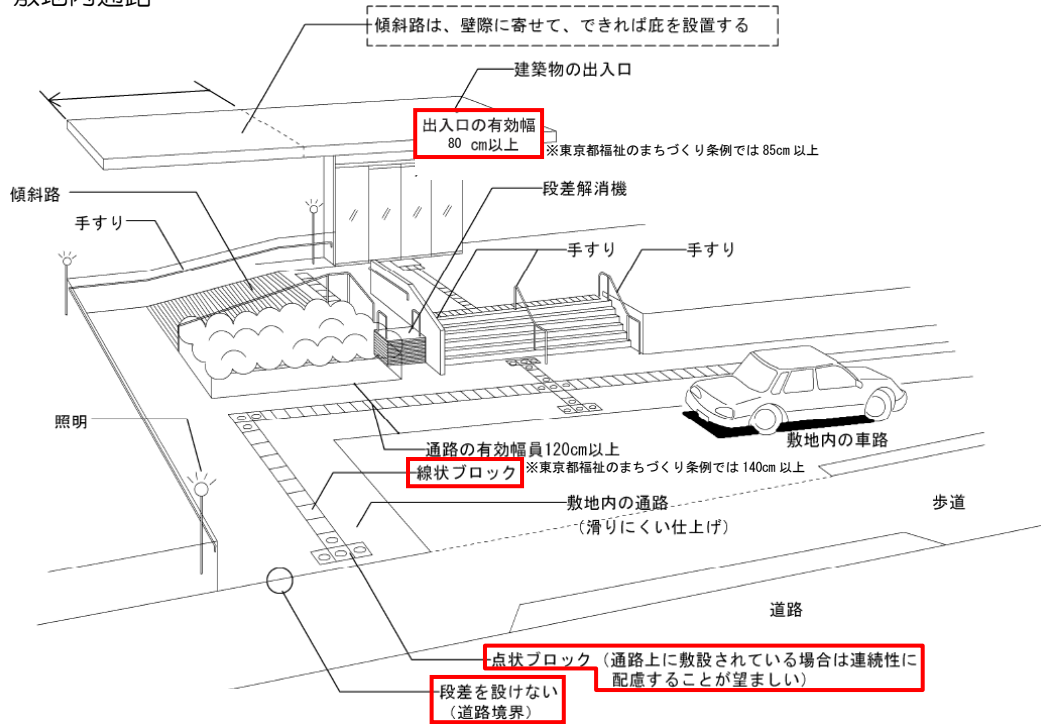
項目	共通の配慮事項
⑧人的対応・ 心のバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応を充実する。
	建築物出入口から受付・窓口までの経路に視覚障害者誘導用ブロックを配置し、受付・窓口からは職員が対応するなど、連続的な誘導に配慮する。
	多様な利用者への適切な対応について職員の教育を実施する。
	コミュニケーション支援ボードや筆談用具を設け、設置を示す案内を表示する。
	セットバックしている空間では歩行者が休憩できるベンチの設置を検討する。

● 参考：建築物のバリアフリー化

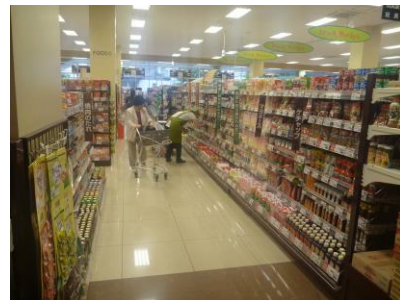
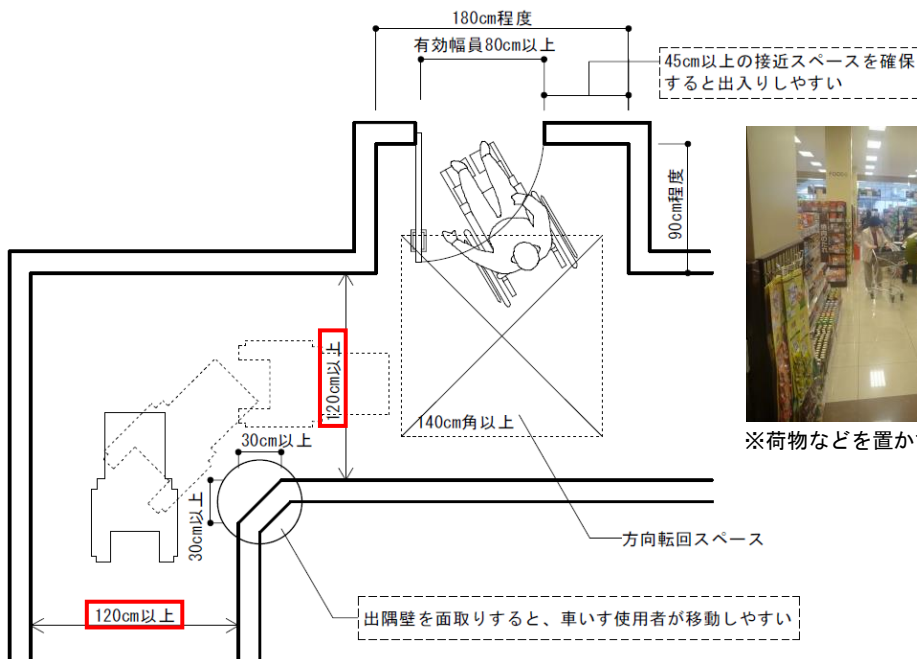
(高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準より抜粋・作成)

① 出入口・敷地内通路

赤枠で囲んだものは、『共通の配慮事項』に設定した基準です。

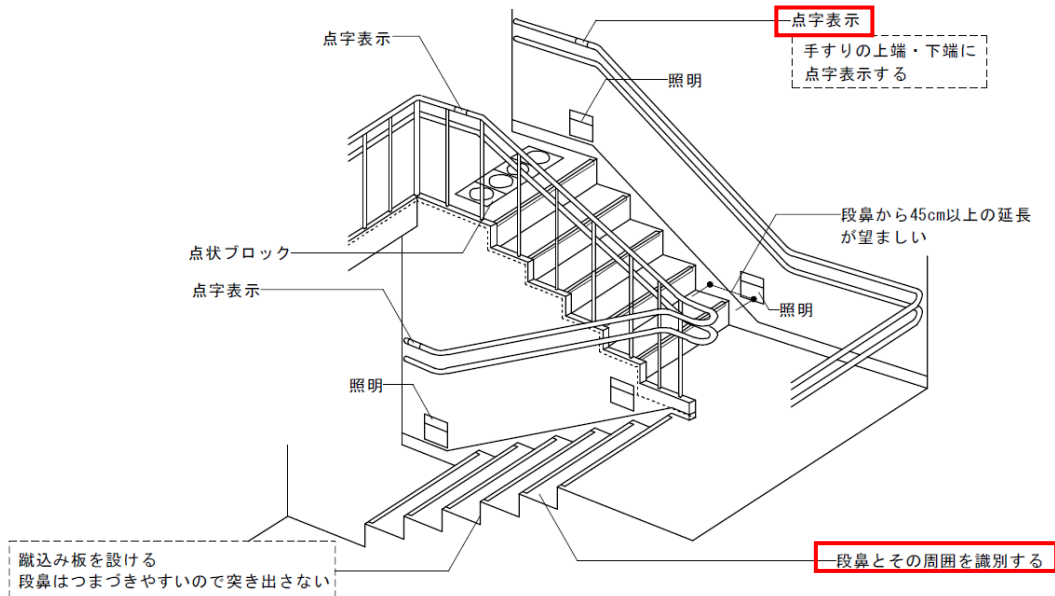
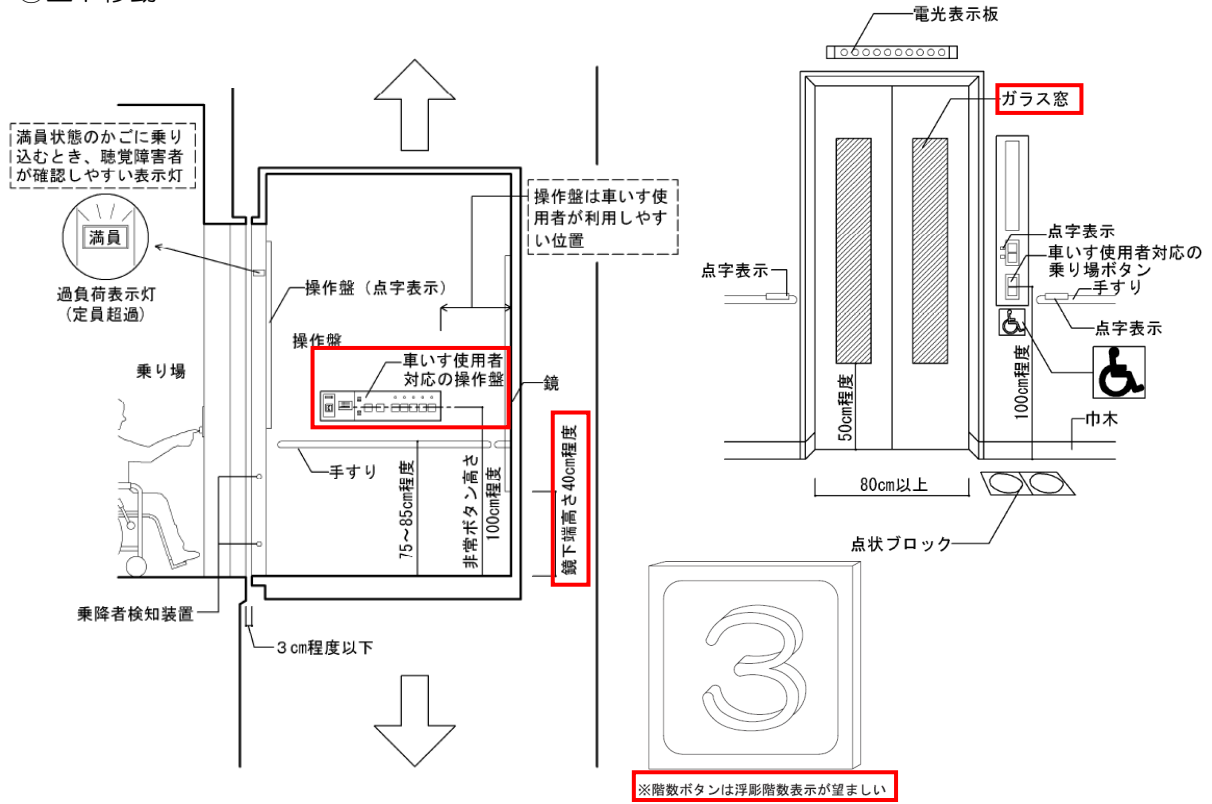


② 建物内通路



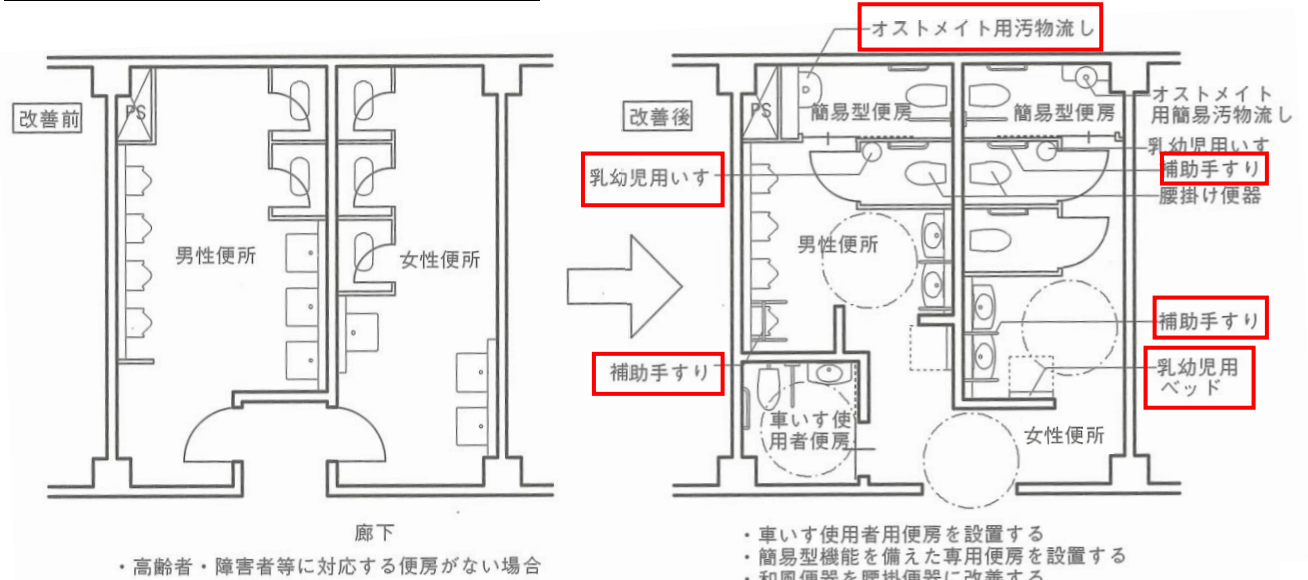
※荷物などを置かず、可能な限り通路の幅を広くする

③上下移動

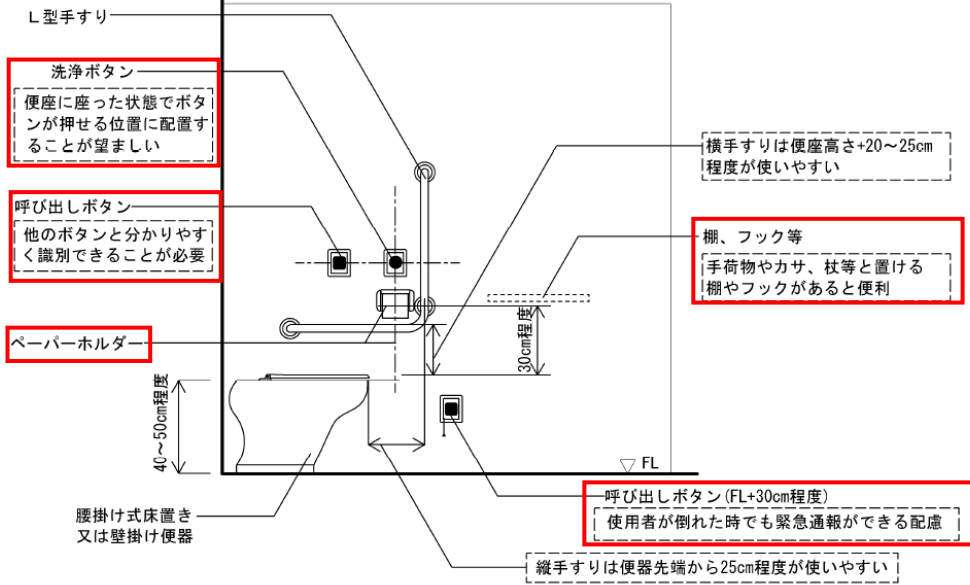


④トイレ

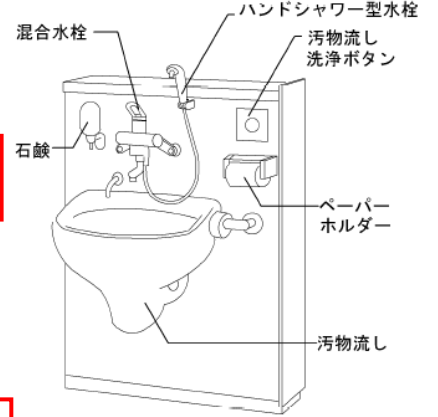
トイレの改善例（車いす対応・機能分散）



○ボタン等の配置

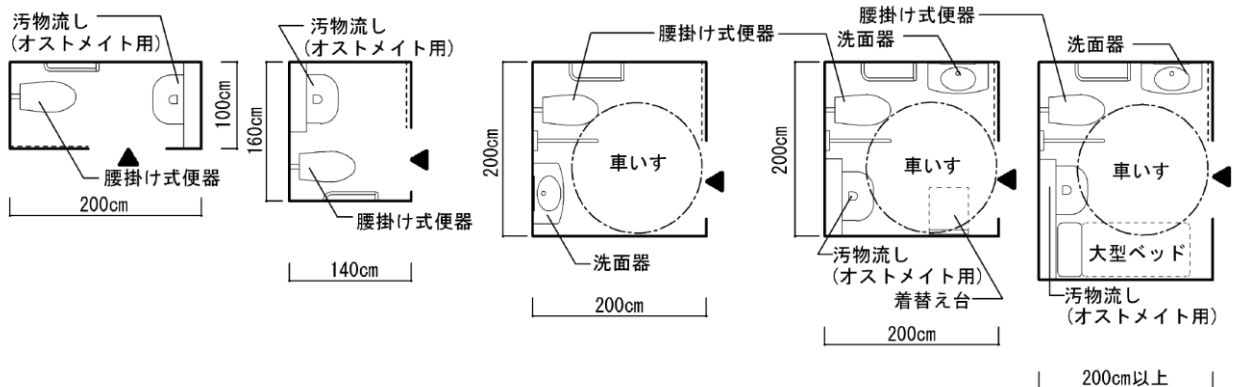


○汚物流し (オストメイトに配慮した設備)

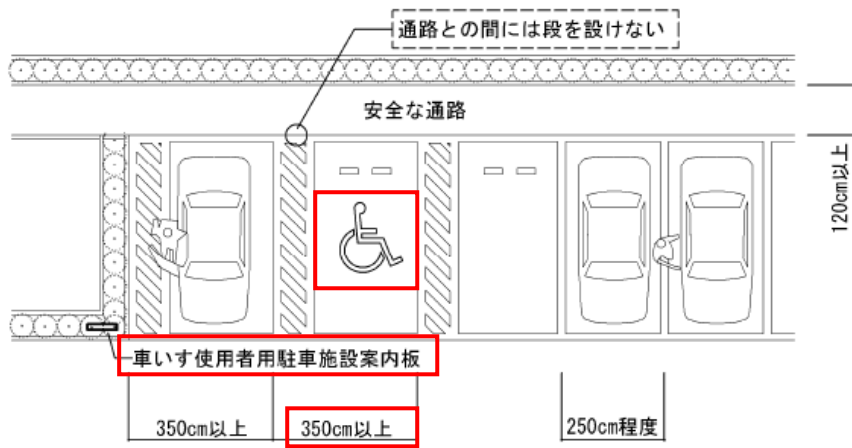


● 個別機能を備えた便房及び多機能便房の寸法例

○オストメイト用設備を有する便房 ○車いす使用者用便房 ○多機能便房



⑤ 駐輪場・駐車場



⑥ 案内設備

ピクトグラムによる案内



触知図や音声による案内

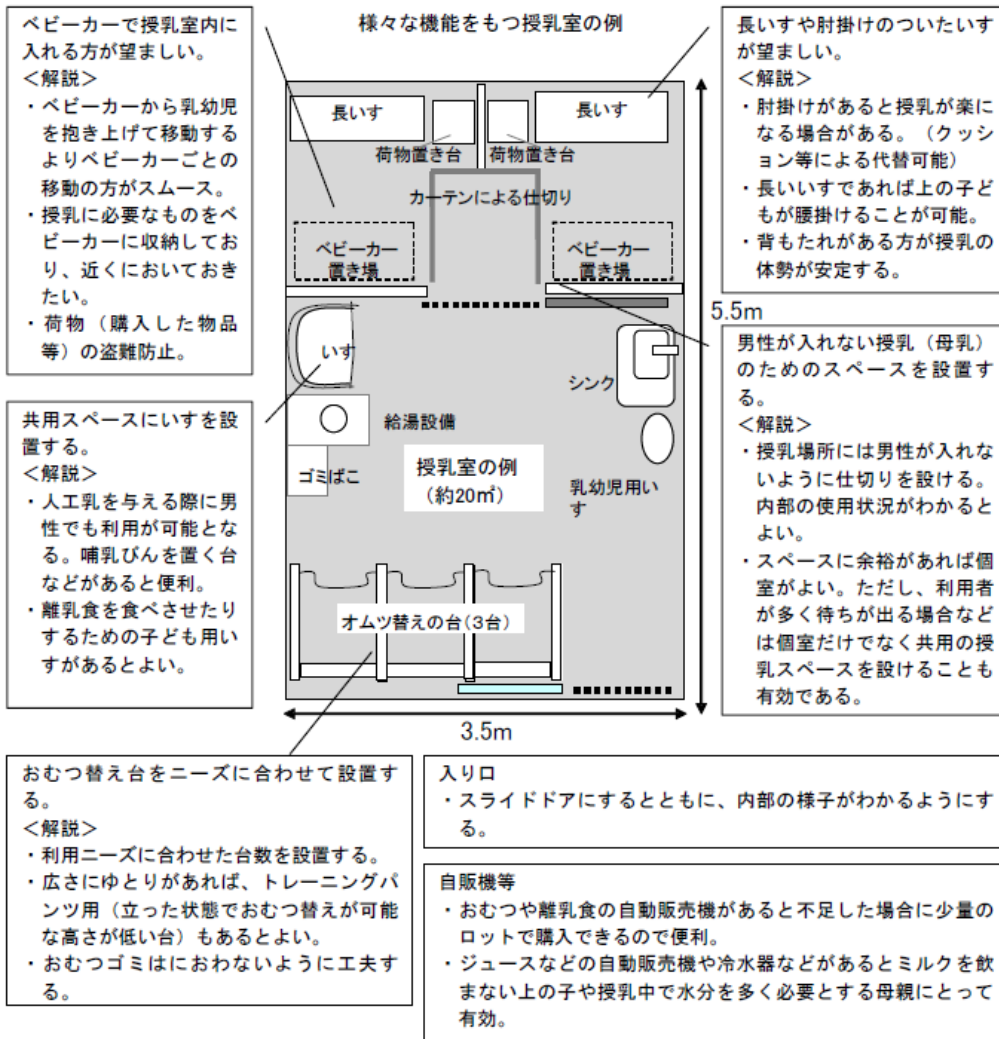


総合案内 (人による対応)

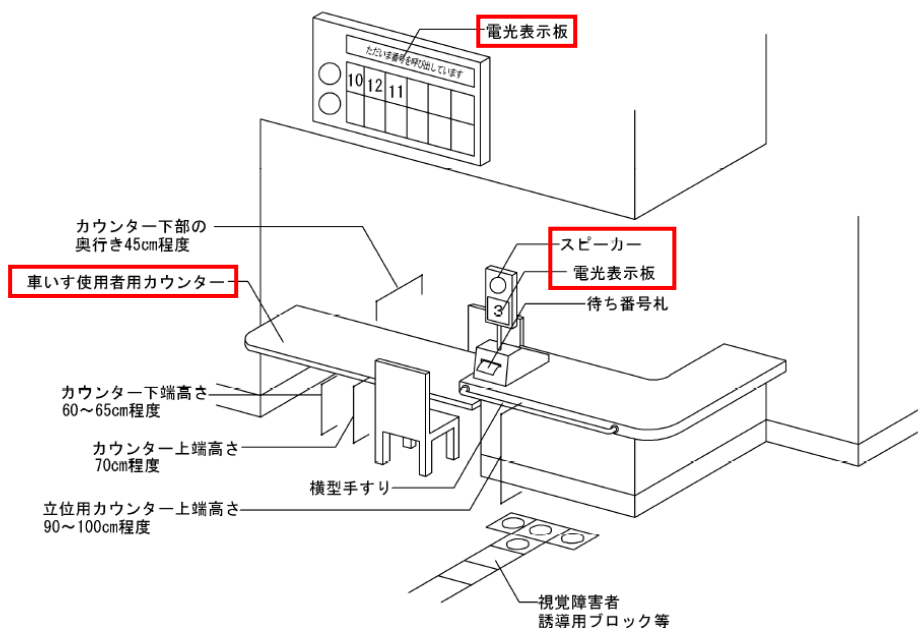


⑦その他設備

授乳室の配置例



窓口・カウンターの例



⑧人的対応・心のバリアフリー

耳マーク・筆談具



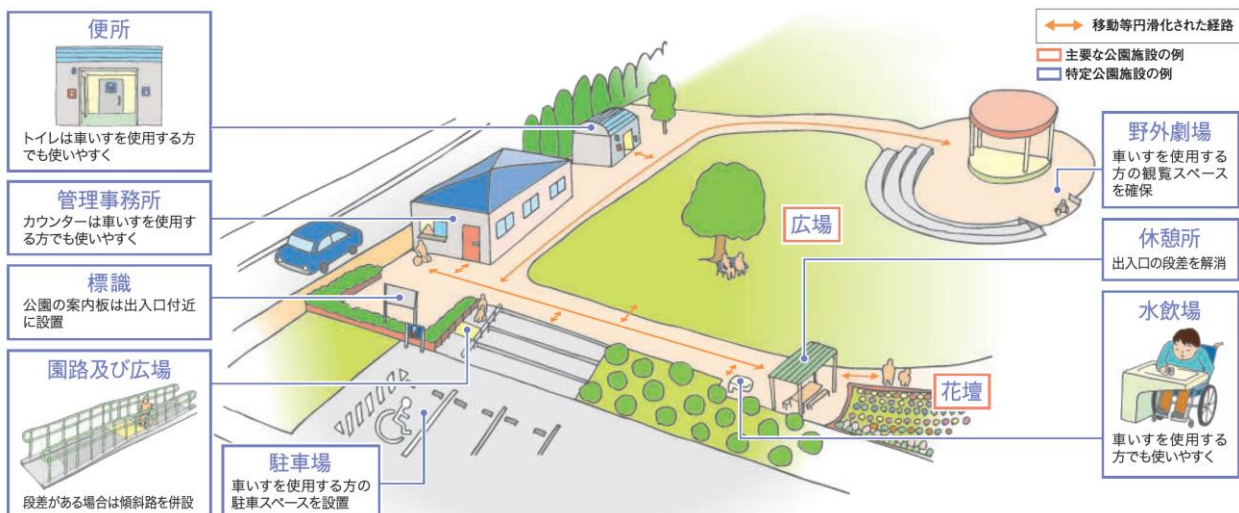
コミュニケーション支援ボード



(5) 都市公園の移動等円滑化

項目	共通の配慮事項
①出入口	敷地境界（道路等と公園敷地）に通行の支障となる段差や勾配を設けない。
	車いす使用者等が通るのに十分な出入口幅を確保する（90cm以上）。
	歩道上から出入口、主要な施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックを設置する。
②園路	主要な園路は 平坦で固くしまっていて滑りにくい路面 とする。
	主要な園路には段差を設けない。
	主要な園路は車いす使用者等が通るのに十分な通路幅を確保する（120cm以上）。
③トイレ	車いす使用者用が円滑に利用できる多機能トイレを設置する（十分な広さ、可動式手すり、オストメイト対応設備、わかりやすいボタン配置など）。
④休憩施設	日陰を確保したり、ベンチ等の休憩施設を設置する。
	車いす使用者等が利用しやすい構造の水飲み場を設置する。
⑤案内設備	バリアフリー化された経路やバリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどを活用した 大きくわかりやすい案内表示 を設ける（必要に応じて点字表示・音声案内など）。
⑥維持管理	園路やトイレ、案内設備、植栽の枝などの適切な維持管理に配慮する。
	利用者の駐輪が、出入口やスロープ、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮する。
⑦その他設備	庭園など文化的景観を有する公園では、可能な範囲で園路等のバリアフリー化に努めるとともに、整備が難しい場合には案内などによる情報提供を充実する。
	避難場所に指定されている場合は、音声放送設備だけでなく電光掲示等による文字情報の提供設備の設置にも配慮する。
⑧人的対応・心のバリアフリー [管理事務所がある場合]	職員による案内やサポート、 悪路に対応した車いすの貸出 などの対応を充実する。
	多様な利用者への適切な対応について職員の教育を実施する。
	コミュニケーション支援ボードや筆談用具 を設け、設置を示す案内を表示する。

● 参考：都市公園のバリアフリー化（国土交通省資料）



第6章 心のバリアフリー等のソフト施策

6.1 心のバリアフリーの推進

「点から面へ、みんなの心へ、バリアフリーの輪を広げよう」の目標のもと、区全体で取組を進めていくためには、道路や建築物などをバリアフリー化するだけでなく、その整備を補完するような人的支援などのソフト面での対応を進めるとともに、高齢者、障害者等への無理解、偏見、差別をなくし、その社会参加に積極的に協力していくことが必要です。

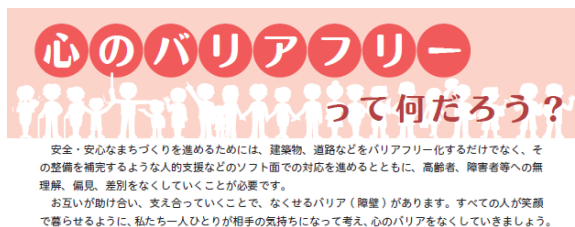
区・事業者・区民がそれぞれの役割を理解し、積極的に心のバリアフリーに取り組むことが期待されます。以下に、それぞれに求められる役割や取組例を示します。

(1) 区を取組

区は、窓口業務などをはじめとした区民サービスにおいては、もっとも高齢者、障害者等に身近に接する事業者でもあります。区の職員は高齢者、障害者、妊婦や子育てをしている人などへの理解を深め、適切な対応の方法等を学ぶとともに、区民が利用する施設などでは、積極的に人的支援やサービスの充実などの心のバリアフリーに取り組むことが期待されます。また、区民への意識啓発や理解を深めるための機会を提供することが求められます。

区では、障害等への理解を深めるための職員研修や人権研修などを毎年実施しています。また、平成25年に「心のバリアフリーハンドブック」を作成し、イベントなどの機会をとらえて広く区民に配布するなど、障害者や障害の特性についての理解の促進を図っています。文京区バリアフリー基本構想の検討にあたっては、ハンドブックの概要版としてパンフレットを作成し、アンケート実施の機会に広く周知を行いました。小・中学校においても、ハンドブックを教材として配布するとともに、高齢者や障害者の疑似体験、高齢者施設を訪問してのふれあい、乳児とふれあう「赤ちゃん登校日」を実施するなどの福祉教育に力を入れて取り組んでいます。

さらに、人権週間や障害者週間での関連行事の開催、認知症サポーターの養成、マタニティハラスメントの防止など、様々な機会を通じて人権意識や心のバリアフリーの啓発を



「心のバリアフリー」の理解を深めるキーポイント

ポイント① 知る・考える

- ◆ さまざまな障害の特徴や困っていること、支援方法を調べたり、わたしたちにできることを考えてみましょう。参考：「国土交通省 こころのバリアフリーガイドブック」

ポイント② ルール・マナーを守る

- ◆ 誘導ブロックには物を置かないようにしましょう。
- ◆ 自転車は安全運転を心がけ、歩いている人に危険がないよう配慮しましょう。

ポイント③ ゆずる

- ◆ 多機能トイレ（♿マークのあるトイレ）はそこしか使えない人にゆずりましょう。
- ◆ 優先席やエレベーターでは特に必要としている人を優先しましょう。

ポイント④ 声をかける

- ◆ 困っている人を見かけたら、まず、声をかけてみましょう。
- ◆ 何を手伝ってほしいのかを聞きましょう。

あなたなら、どんなふうに声をかけますか？



こんなとき、「ひとりだと恥ずかしい。」
「声をかけるタイミングがわからない。」
「正しいサポートの仕方がわからない。」
「かえって迷惑だと思われそう。」
などと思いませんか？

でも困っている人は、「もっと好きなところに外出したい」「手伝ってほしいけど声をかけづらい」「みんな急いでいるのに申し訳ない」「迷惑だと思われたくない」と思っているかもしれません。

図っています。

今後は、文京区バリアフリー基本構想の策定を契機として、まちづくりと福祉や教育等の部署が連携し、区民等への啓発をさらに進めていきます。また、障害者差別解消法の施行にあたり、障害者への不当な差別的取扱いが禁止され、合理的配慮が義務化されることを踏まえ、適切な対応を進めるための検討や、関係する事業者、区民等への情報提供を進めていきます。

(2) 事業者の取組

文京区バリアフリー基本構想に基づく特定事業計画では、各事業者は、第5章に掲げた移動等円滑化に関する事項（基準・配慮事項）を踏まえて具体的な事業計画を定めることとなります。このなかでは、「人的対応・心のバリアフリー」に関する事業についても具体的に定め、実施状況について随時確認していくことで取組を推進していきます。

また、障害者差別解消法の施行にあたり、障害者への合理的配慮の努力義務が課せられることも踏まえ、生活関連施設以外の小規模な施設や、具体的な特定事業を位置づけない施設等においても、それぞれの事業者が可能な範囲で高齢者、障害者等が安心して施設を利用できるための配慮や工夫に取り組むことが求められます。

(3) 区民の取組

バリアフリー法では、国民の責務として、「高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設利用を確保することに積極的に協力する」ことを求めています。

一人ひとりの区民が視覚障害者誘導用ブロックに自転車を停めない、困っている人を見かけたら声をかけるなど、日常的な配慮や支援をすることで、多くの高齢者、障害者がより安心して外出できるようになります。

また、区などが提供する機会や資料などを活用し、積極的にさまざま障害の特徴などについて調べたり、障害のある人との交流を深めたりすることで、心のバリアをなくしていくことが求められます。

6.2 区の特성에応じたソフト施策等の推進

公共交通、道路、交通安全、建築物、公園等の個別の特定事業にはあたらぬその他の施策について、バリアフリーの視点から配慮すべき事項や今後取り組むべき事項について以下に示します。

(1) 観光・情報のバリアフリー、公共サイン整備

まちの移動、利用に関する観光・情報のバリアフリーについては、区の複数の部署が連携し、案内板や避難所表示板への多言語表記やQRコードの設置、多言語版観光リーフレットの作成、「文の京」外国人おもてなし隊育成事業などを通じて、外国人をはじめとした来訪者でも安心して移動できるまちづくりを推進しています。

文京区バリアフリー基本構想の推進にあたっては、地区別計画の検討等において、駅から主要な施設までの公共交通、道路、施設の各事業者が連携した重点的な案内の充実など、より多様な主体の連携・協力によるわかりやすさの向上が求められます。

また、東京2020大会に向けて、ボランティアを活用した人的対応の充実など、ハード・ソフトが連携した観光・情報のバリアフリー推進が課題となります。

(2) 坂道のバリアフリー

区民アンケートやワークショップ、地域懇談会では、区の特徴である坂道について、バリアフリーの視点からの移動の困難について多くの意見が出されました。

第5章の移動等円滑化に向けた配慮事項では、意見をふまえた坂道での対応として、車いす使用者等が安心して滞留できるスペース（平坦な踊り場等）や高齢者等が休憩できるベンチの設置、助け合いの意識を喚起する標識や勾配に関する案内の設置、滑りにくい舗装、手すりの設置などの配慮事項を示しました。

今後は、具体的な場所を対象とした整備のあり方や標識のデザインなどを検討していく必要があります。

(3) 歩行空間の安全な利用

地域懇談会では、駅周辺や商店街を中心に、看板などによる道路の不法占用や放置自転車の問題に関する意見、歩道を通る自転車の利用マナーに関する意見が多く出されました。

区内の幹線道路では、自転車レーンや自転車ナビラインが整備された箇所がありますが、通行に危険を感じる人が多く、十分に活用されていないという意見も出されました。

高齢者、障害者のみならずベビーカー利用者や子どもなど、多くの人々が利用する道路では、道路整備だけでなく、だれもが安心して通行できるよう、継続的な取組が必要です。特に自

転車については、違法駐輪車両の撤去や自転車利用者へのマナー啓発をはじめ、自転車通行環境の整備とあわせた車道通行を促すための安全対策など、総合的な対策が必要です。

また、特に混雑する通勤・通学時間帯などのゆずりあいの励行など、心のバリアフリーと連携した取り組みが求められます。

(4) バリアフリーに関する情報発信

これまで、都の条例等に基づいて個別に進めてきたバリアフリー整備については、取組について広く周知を行っているとは言えない状況でした。今後は、施設等のバリアフリー情報の充実を図るとともに、文京区バリアフリー基本構想に基づき事業を推進していくにあたり、事業者の連携によって実現した整備や、区民参加で検討した取り組み、バリアフリーについて工夫した点などについて、協議会を活用して共有し、広報やホームページ等を活用して周知していくことが必要です。

また、工事中や非常時のバリアフリー情報（利用不可・迂回など）を提供するなど、状況に応じた情報発信の充実が求められます。

第7章 地区別計画に関する基本方針

文京区バリアフリー基本構想の策定後、重点整備地区について、次年度以降、順次地区別計画を策定していくこととなります。

ここでは、前章までの文京区全体の移動等円滑化に関する方針を踏まえ、地域懇談会での意見等を参考に、よりきめ細かい地区ごとのバリアフリー化（特定事業等）に向けた方針を示します。地区別計画策定の際は、本章の内容を基本としつつ、各地区内でのまち歩きワークショップなどを通じて、より具体的な課題を明らかにし、事業の位置づけ（特定事業計画等）に向けた検討を進めていきます。

7.1 都心地域

都心地域におけるバリアフリー化に向けた基本方針を以下に示します。

1. 東京2020大会の競技会場等として使用されることを想定し、 周辺のバリアフリー化を目指します。

- 駅、競技会場を中心とした周辺歩行空間の連続的なバリアフリー化の推進
- 東京メトロ後樂園駅、都営春日駅及び主要施設における乗換や施設間の経路案内の更なる充実
- 連続的な歩行空間整備に伴うわかりやすいバリアフリールート の確立

2. 駅周辺における利便性・安全性の高いバリアフリー化を目指します。

- 駅周辺や主要施設における区外隣接駅（水道橋駅や御茶ノ水駅等）との乗換も含めた経路案内の充実
- 高齢者利用が多いことを踏まえた御茶ノ水駅の上下移動の更なる円滑化の推進

3. 安全かつ快適な歩行空間のバリアフリー化を目指します。

- 千川通りにおけるバリアフリー化の積極的な推進
- 生活関連経路の主要な交差点等における視覚障害者の安全な横断環境整備の推進
- 坂道における休憩場所の設置などの推進

4. 自転車利用のルールの徹底など心のバリアフリーを目指します。

- 自転車通行環境の整備とあわせ、自転車の車道通行を促すなど自転車利用ルール徹底の推進
- 坂道での車いす利用者等への手助けなどの心のバリアフリーの推進

1. 東京2020大会の競技会場等として使用されることを想定し、周辺のバリアフリー化

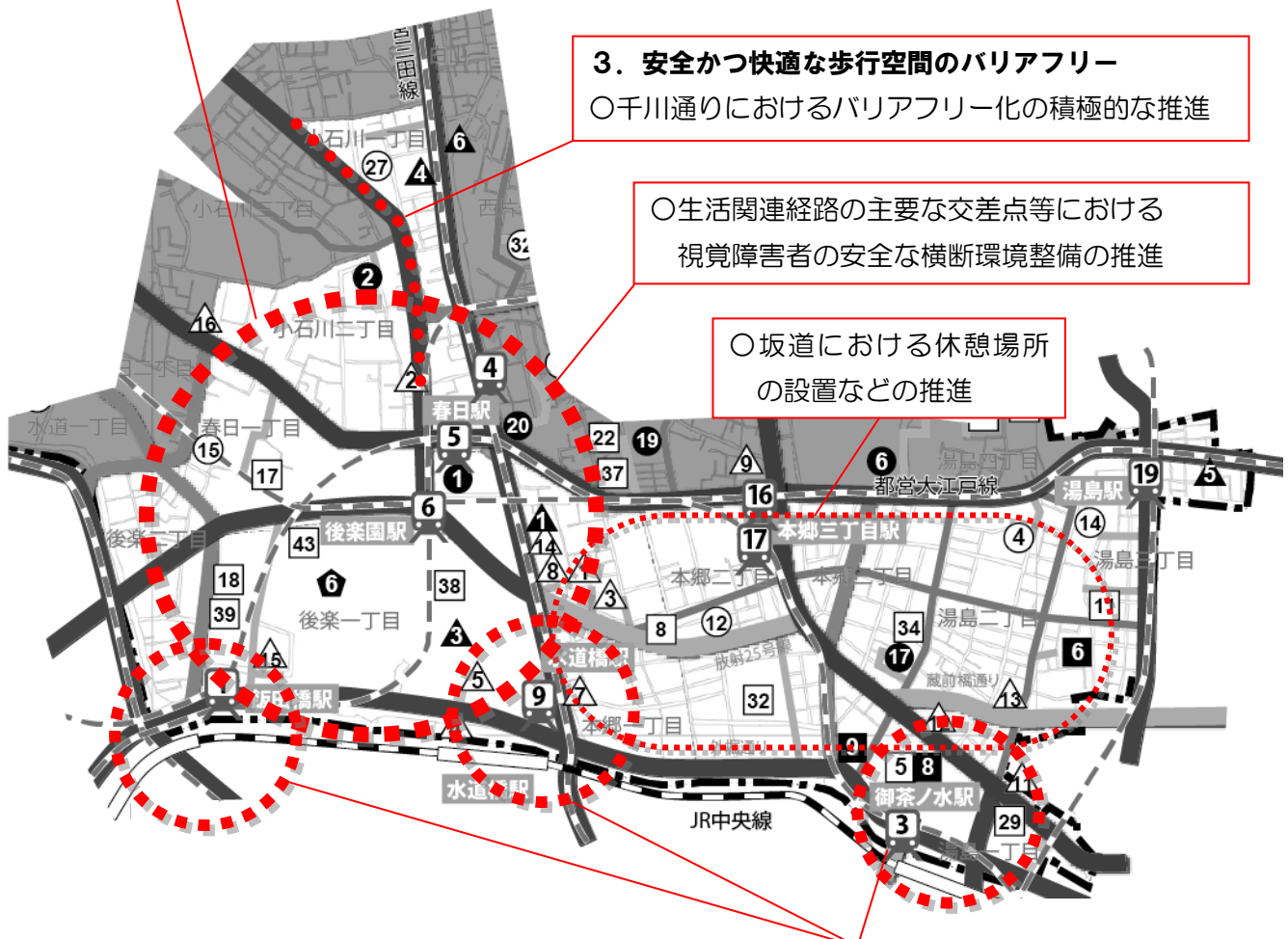
- 駅、競技会場を中心とした周辺歩行空間の連続的なバリアフリー化の推進
- 東京メトロ後楽園駅、都営春日駅及び主要施設における乗換や施設間の経路案内の更なる充実
- 連続的な歩行空間整備に伴うわかりやすいバリアフリールート of 確立

3. 安全かつ快適な歩行空間のバリアフリー

- 千川通りにおけるバリアフリー化の積極的な推進

- 生活関連経路の主要な交差点等における視覚障害者の安全な横断環境整備の推進

- 坂道における休憩場所の設置などの推進



4. 自転車利用のルール of 徹底など心のバリアフリー

- 自転車通行環境 of 整備とあわせ、自転車の車道通行を促すなど自転車利用ルール of 徹底
- 坂道での車いす使用者等への手助け

2. 駅周辺における利便性・安全性 of 高いバリアフリー化

- 駅周辺や主要施設における区外隣接駅（水道橋駅や御茶ノ水駅等）との乗換も含めた経路案内 of 充実
- 高齢者利用が多いことを踏まえた御茶ノ水駅 of 上下移動 of 更なる円滑化 of 推進

※地図内 of 番号に対応した施設名称については、21 ページを参照

7.2 下町隣接地域

下町隣接地域におけるバリアフリー化に向けた基本方針を以下に示します。

1. 地区の骨格となる幹線道路網のバリアフリー化を目指します。

- 不忍通り、言問通りなどのバリアフリー化の積極的な推進

2. 利用者の多い施設周辺の一体的かつ連続的なバリアフリー化を目指します。

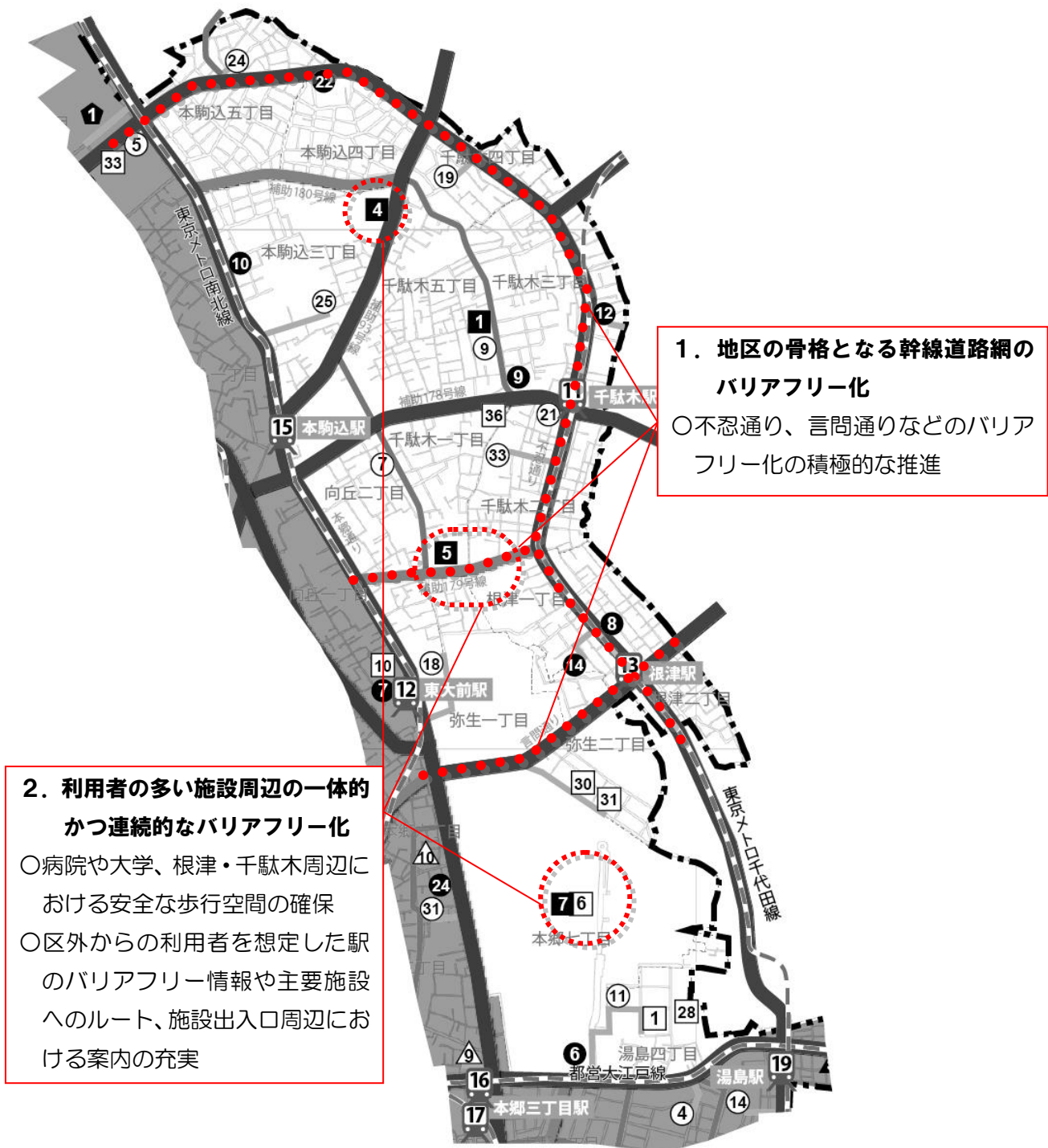
- 病院や大学、根津・千駄木周辺における安全な歩行空間の確保
- 区外からの利用者を想定した駅のバリアフリー情報や主要施設へのルート、施設出入口周辺における案内の充実

3. 生活道路における歩行空間のバリアフリー化を目指します。

- 歩行者や車いす使用者の通行を妨げる障害物の撤去、移設
- コミュニティ道路整備による安全な歩行空間確保の推進
- 坂道における休憩場所の設置などの推進

4. 生活者と来訪者相互の心のバリアフリーを目指します。

- 歩行空間への駐輪・駐車対策の強化
- 沿道店舗等によるもてなし・サポートや、狭い道でのゆすりあいなどの心のバリアフリーの推進



**1. 地区の骨格となる幹線道路網の
バリアフリー化**

○不忍通り、言問通りなどのバリアフリー化の積極的な推進

2. 利用者の多い施設周辺の一体的かつ連続的なバリアフリー化

○病院や大学、根津・千駄木周辺における安全な歩行空間の確保
○区外からの利用者を想定した駅のバリアフリー情報や主要施設へのルート、施設出入口周辺における案内の充実

3. 生活道路における歩行空間のバリアフリー化

○歩行者や車いす使用者の通行を妨げる障害物の撤去、移設
○コミュニティ道路整備による安全な歩行空間確保の推進
○坂道における休憩場所の設置などの推進

4. 生活者と来訪者相互の心のバリアフリー

○歩行空間への駐輪・駐車対策の強化
○沿道店舗等によるもてなし・サポートや、狭い道でのゆずりあいなどの心のバリアフリーの推進

※地図内の番号に対応した施設名称については、21 ページを参照

7.3 山の手地域東部

山の手地域東部におけるバリアフリー化に向けた基本方針を以下に示します。

- 1. 幹線道路等を中心とした安全かつ快適な歩行空間のバリアフリー化を目指します。**
 - 白山駅周辺における安全かつ快適な歩行空間の確保に向けたバリアフリー化の推進
 - 国道 17 号や不忍通り、白山通り、本郷通りなどの主要幹線道路の歩道及び交差点におけるバリアフリー整備の推進

- 2. 主要施設周辺の一体的かつ連続的なバリアフリー化を目指します。**
 - 住宅市街地内の生活道路における安全・快適な道路環境の整備の推進
 - 駅周辺や主要施設における施設間の経路案内の充実による回遊性の向上

- 3. だれもがアクセス可能で楽しめる名勝地等のバリアフリー化を目指します。**
 - 名勝地等におけるバリアフリー整備の推進
 - 人的対応や案内の充実などソフト的な取組の推進

- 4. 自転車利用ルールの徹底など心のバリアフリーを目指します。**
 - 自転車レーン・自転車ナビライン等の利用啓発や自転車利用ルール徹底の推進

2. 主要施設までの一体的かつ連続的なバリアフリー化

- 住宅市街地内の生活道路における安全・快適な道路環境の整備の推進
- 駅周辺や主要施設における施設間の経路案内の充実による回遊性の向上

1. 幹線道路等を中心とした安全かつ快適な歩行空間のバリアフリー化

- 白山駅周辺における安全かつ快適な歩行空間の確保に向けたバリアフリー化の推進

- 国道 17 号や不忍通り、白山通り、本郷通りなどの主要幹線道路の歩道及び交差点におけるバリアフリー整備の推進

3. だれもがアクセス可能で楽しめる名勝地等のバリアフリー化

- 名勝地等におけるバリアフリー整備の推進
- 人的対応や案内の充実などソフト的な取組の推進

4. 自転車利用ルールの徹底など心のバリアフリー

- 自転車レーン・自転車ナビライン等の利用啓発や自転車利用ルール徹底の推進

※地図内の番号に対応した施設名称については、21 ページを参照

7.4 山の手地域中央

山の手地域中央におけるバリアフリー化に向けた基本方針を以下に示します。

1. 茗荷谷駅・護国寺駅周辺の安全かつ快適な歩行空間のバリアフリー化を目指します。

- 不忍通り、春日通り、音羽通り等を中心とした、主要幹線道路・生活幹線道路のバリアフリーネットワークの形成
- 高齢者・障害者だけでなく、特別支援学校の生徒や子ども、学生などが安心して通行できる歩行環境をハード・ソフト両面から構築

2. 施設・道路が連携した主要施設周辺のバリアフリー化を目指します。

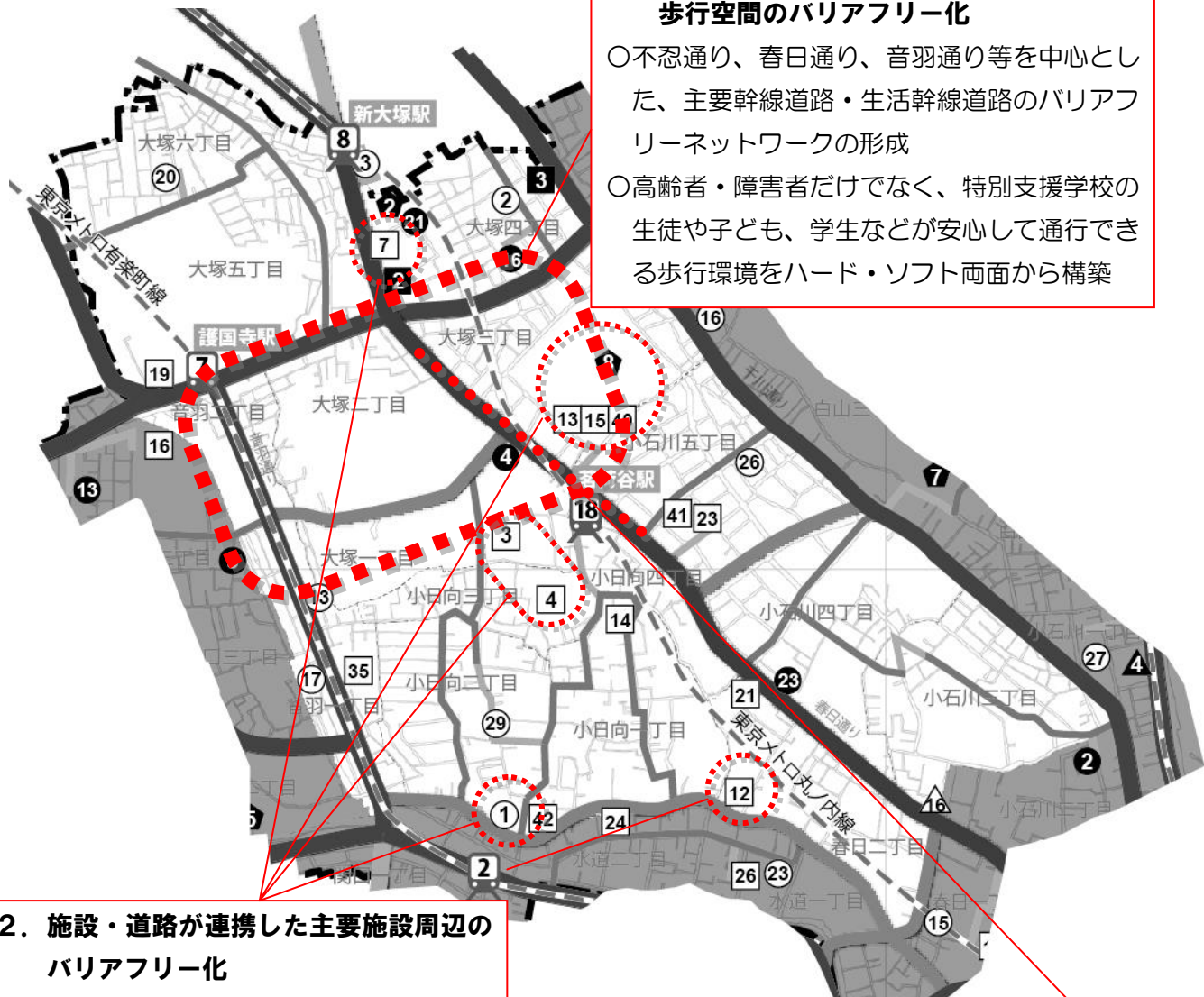
- 大学や文京総合福祉センター、文京スポーツセンター周辺における、道路・施設相互の連携によるバリアフリー整備の推進や案内の充実
- 駅周辺における主要施設までの案内の充実によるわかりやすさの向上

3. だれもが歩いて楽しめる坂のまちとしてのバリアフリー対応を目指します。

- 小さながたつきの改善や退避スペース（平坦部）の確保などバリアフリー整備の推進
- 車いす利用者への手助けやベンチの設置などソフト的な取組の推進

4. 自転車利用のルールの徹底など心のバリアフリーを目指します。

- 自転車レーン等の利用に関する周知など自転車利用ルール徹底の推進



1. 茗荷谷駅・護国寺駅周辺の安全かつ快適な歩行空間のバリアフリー化

- 不忍通り、春日通り、音羽通り等を中心とした、主要幹線道路・生活幹線道路のバリアフリーネットワークの形成
- 高齢者・障害者だけでなく、特別支援学校の生徒や子ども、学生などが安心して通行できる歩行環境をハード・ソフト両面から構築

2. 施設・道路が連携した主要施設周辺のバリアフリー化

- 大学や文京総合福祉センター、文京スポーツセンター周辺における、道路・施設相互の連携によるバリアフリー整備の推進や案内の充実
- 駅周辺における主要施設までの案内の充実によるわかりやすさの向上

4. 自転車利用のルールの徹底など心のバリアフリー

- 自転車レーン等の利用に関する周知など自転車利用ルール徹底の推進

3. だれもが歩いて楽しめる坂のまちとしてのバリアフリー対応

- 小さながたつきの改善や退避スペース（平坦部）の確保などバリアフリー整備の推進
- 車いす使用者への手助けやベンチの設置などソフト的な取組の推進

※地図内の番号に対応した施設名称については、21 ページを参照

7.5 山の手地域西部

山の手地域西部におけるバリアフリー化に向けた基本方針を以下に示します。

1. 江戸川橋駅周辺や筑波大学附属視覚特別支援学校周辺の安全かつ快適な歩行空間のバリアフリー化を目指します。

- 江戸川橋駅～巻石通り～文京総合福祉センター間の安全な歩行空間の形成
- 不忍通りの拡幅整備推進と部分的な早期改善
- 駅周辺における主要施設への案内の充実によるわかりやすさの向上
- 商店街での駐輪対策や通行ルールの啓発等による自転車と歩行者との安全な共存空間の形成

2. 安全に通行できるよう、バリアフリーに配慮した坂道での対策を目指します。

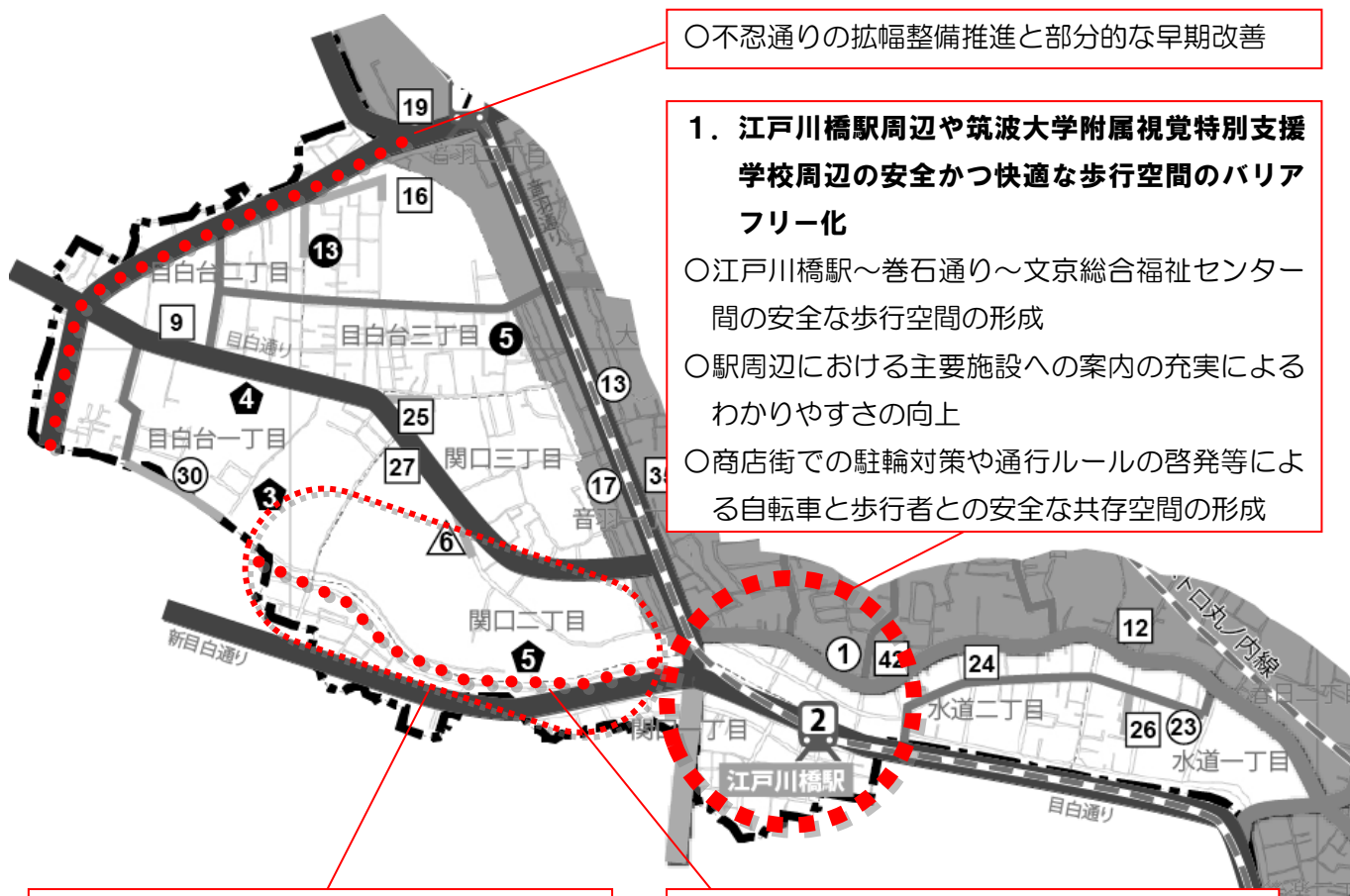
- 坂道における退避スペースの確保やベンチの設置などの推進
- 急な坂道での滑りにくい舗装、非常時につかまれる柵や手すりなどの対策の推進

3. 歩行者のための散策経路のバリアフリー化を目指します。

- 公園や神田川沿いの道路における安全な歩行空間の確保
- 憩いの場づくりやベンチの設置などソフト的な取組の推進

4. 高齢者・障害者が特に多く利用する地域での心のバリアフリーを目指します。

- 困っている人への積極的な声かけなどの心のバリアフリーの推進



○不忍通りの拡幅整備推進と部分的な早期改善

1. 江戸川橋駅周辺や筑波大学附属視覚特別支援学校周辺の安全かつ快適な歩行空間のバリアフリー化

- 江戸川橋駅～巻石通り～文京総合福祉センター間の安全な歩行空間の形成
- 駅周辺における主要施設への案内の充実によるわかりやすさの向上
- 商店街での駐輪対策や通行ルールの啓発等による自転車と歩行者との安全な共存空間の形成

2. 安全に通行できるよう、バリアフリーに配慮した坂道での対策

- 坂道における退避スペースの確保やベンチの設置などの推進
- 急な坂道での滑りにくい舗装、非常時につかまれる柵や手すりなどの対策の推進

3. 歩行者のための散策経路のバリアフリー化

- 公園や神田川沿いの道路における安全な歩行空間の確保
- 憩いの場づくりやベンチの設置などソフト的な取組の推進

4. 高齢者・障害者が特に多く利用する地域での心のバリアフリー

- 困っている人への積極的な声かけなどの心のバリアフリーの推進

※地図内の番号に対応した施設名称については、21 ページを参照

第8章 バリアフリー基本構想の実現に向けて

8.1 地区別計画の策定

バリアフリー基本構想の実現に向けて、バリアフリー法では、バリアフリー基本構想に基づき各事業者が具体的な事業計画（特定事業計画）を作成し、それぞれ事業を実施することが定められています。

本区では、第3章の「3.4 文京区におけるバリアフリー基本構想の進め方」に示すとおり、平成28年度以降に文京区バリアフリー基本構想に基づく「地区別計画（バリアフリー法に基づく特定事業計画を含む）」を順次策定します。策定にあたっては、区民参加により具体的な課題抽出を行うとともに、関係事業者との調整を図り、地区別方針に則った具体的な事業計画をとりまとめます。

地区別計画は、文京区都市マスタープランに示す5地区（都心地域、下町隣接地域、山の手地域東部、山の手地域中央、山の手地域西部）ごとに策定します。各施設におけるバリアフリー整備の早期着手を促進することから、平成29年度までの策定を目指し、順次検討を進めます。

表 8 地区別計画の策定予定

年度	対象地区
平成28年度	都心地域、下町隣接地域
平成29年度	山の手地域東部、山の手地域中央、山の手地域西部

8.2 バリアフリー基本構想の進行管理 【第2回 資料4】

国の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」では、バリアフリー法に基づく特定事業計画に則った事業推進のみならず、実施された事業の成果について評価を行い、必要に応じてバリアフリー基本構想の見直しや新たなバリアフリー基本構想の作成を行うことが望ましいとされています。

本区では、「文京区バリアフリー基本構想推進協議会」を設置し、バリアフリー基本構想に基づく地区別計画の策定（Plan）、事業の実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）のPDCA サイクルに基づき、バリアフリー基本構想の段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）を推進します。

具体的には、地区別計画に基づく事業の進捗状況について関係する事業者に毎年度照会を行って推進協議会で確認するとともに、平成 32 年度には中間評価として多様な区民参加のもと事業実施後の確認やさらなる改善の提案等を行います。そして、目標年次の平成 37 年度以降は、バリアフリー基本構想の評価や改定の必要性について検討します。

また、ソフト施策等の推進の一環として、推進協議会の場を活用しながら心のバリアフリーに関する研修会等の取組を継続的に展開するなど、より多くの区民の方に参加いただく機会を設けながら、心のバリアフリー等の普及・啓発を推進していきます。

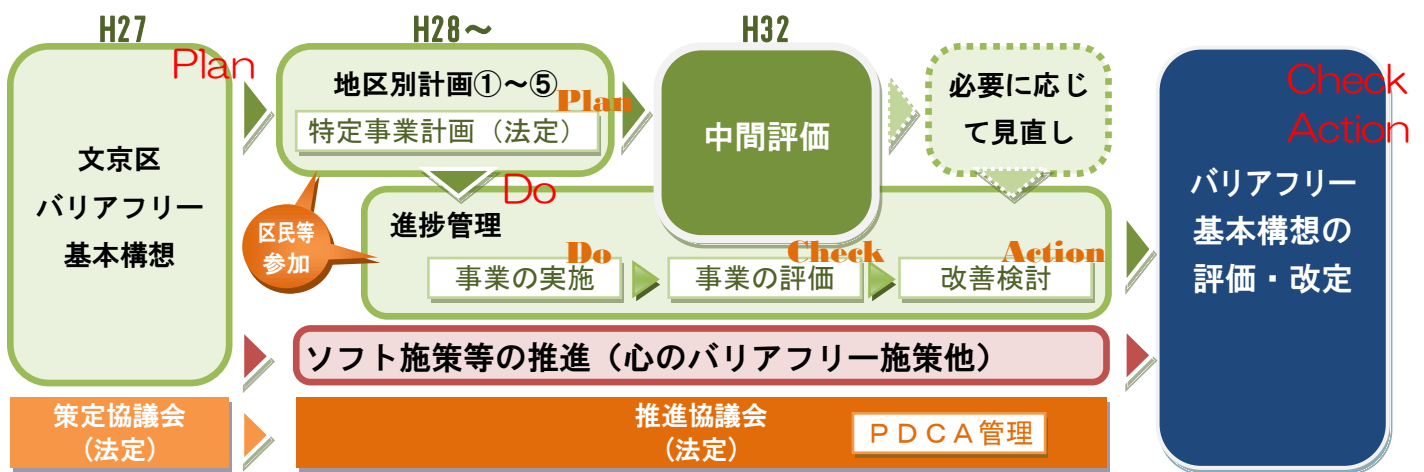


図 17 文京区バリアフリー基本構想における PDCA サイクルのイメージ

参考資料

- 協議会等の設置要綱及び委員名簿
- 検討経緯
- アンケート調査の実施概要
- まち歩きワークショップ・地域懇談会の実施概要
- 用語集 等

